

2025年4月1日 ▶ 2026年3月31日

■ 開催日時

2026年6月24日（水曜日）  
午前10時（受付開始予定：午前9時）

■ 開催場所

東京都港区高輪3丁目13番1号  
グランドプリンスホテル新高輪  
「飛天」

■ 決議事項

<会社提案>

第1号議案 取締役13名選任の件

第2号議案 取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。）  
に対する株式報酬制度改定の件

<株主提案>

第3号議案 取締役2名選任の件

第4号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

第5号議案 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2026年6月23日（火曜日）  
午後5時

株主総会にご出席される株主さまへのお土産  
はご用意しておりません。何卒ご理解くださ  
いますようお願い申し上げます。



### 世界の人々の健康で 楽しい生活づくりのために

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。  
当社グループは、1935年に創業し、企業理念である「私たちは、生命科学の追究を基盤として、世界の人々の健康で楽しい生活づくりに貢献します。」に基づき、事業に取り組んでまいりました。

今後につきましても、長期ビジョン「Yakult Group Global Vision 2030」のもと、「事業領域の拡大とビジネスモデルの進化」、「地域社会との共創とグローバル展開の進化」および「成長を支える経営基盤の進化」を「中期経営計画（2025-2030）」にて重点テーマとして掲げ、社会や環境の変化に対応しながら、各種取り組みを推進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 成田 裕

# 招集ご通知

証券コード：2267

2026年6月4日

(電子提供措置の開始日2026年6月1日)

株主各位

東京都港区海岸1丁目10番30号

**株式会社ヤクルト本社**

代表取締役社長 成田 裕

## 第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第74回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、下記の当社ウェブサイトにてアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
2	場 所	東京都港区高輪3丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「飛天」
3	株主総会の 目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第74期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第74期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> <b>&lt;会社提案&gt;</b> <b>第1号議案</b> 取締役13名選任の件 <b>第2号議案</b> 取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。）に対する株式報酬制度改定の件 <b>&lt;株主提案&gt;</b> <b>第3号議案</b> 取締役2名選任の件 <b>第4号議案</b> 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件 <b>第5号議案</b> 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

当社ウェブサイト

<https://www.yakult.co.jp/company/ir/meeting/shareholder/>



## 4

## 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙により議決権を行使される際に、議案に対し賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) インターネットにより議決権を行使された株主さまにつきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を株主さまの意思表示として取り扱います。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主さまの意思表示として取り扱います。
- (4) 議決権行使書用紙は、2026年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようにご返送ください。
- (5) インターネットによる議決権行使は、2026年6月23日（火曜日）午後5時までに完了してください。
- (6) 株主総会に株主さまご本人がご出席されない場合は、議決権を有する他の株主さま1名を代理人とすることが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- (7) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ① 事業報告の「会社の体制および方針」の「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。東証のウェブサイトでご確認いただく場合は、下記東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

## 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、4ページ～5ページのご案内に従って、2026年6月23日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきたく、お願い申し上げます。

以上



「ネットで招集」  
のご案内

「ネットで招集」には、本招集ご通知を掲載しております。  
<https://s.srdb.jp/2267/>



# 議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。

事前行使

## 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、議決権行使期限までに到着するようご返送ください。

(なお、インターネットによるライブ配信のご視聴をご希望の場合は、議決権行使書用紙を返送される前に「株主番号」および議決権行使書用紙記載の株主さまの「郵便番号」をお控えください。)

議決権行使期限 2026年6月23日(火曜日) 午後5時到着分まで

## インターネットによる議決権行使



次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

議決権行使期限 2026年6月23日(火曜日) 午後5時まで

当日行使

## 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席は、議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

※議決権行使書用紙とインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※事前に議決権行使いただいたうえで、当日ご出席の場合は、事前の議決権行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、ご注意ください。

機関投資家の皆さまへ

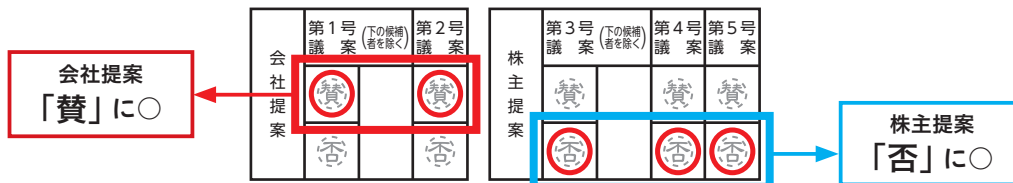
株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使をご利用いただけます。

本定時株主総会におきましては、**会社提案**(取締役会からご提案させていただく議案)と**株主提案**(株主さま1名からご提案された議案)がございます。第1号議案および第2号議案は、会社提案です。第3号議案から第5号議案までは、株主提案です。

**当社取締役会は、株主提案のいずれにも反対しております。**

株主提案に対する当社取締役会意見に関する詳細は、株主総会参考書類29ページ以降をご参照ください。

**会社提案および株主提案に対する当社取締役会意見にご賛同いただける場合の議決権行使書用紙における記載例は、下図のとおりです。**



各議案に対して賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱います。

# インターネットによる議決権行使について

議決権行使期限

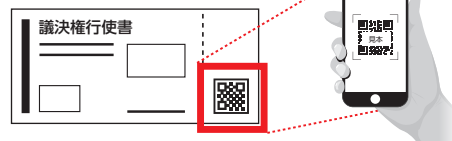
2026年6月23日(火曜日) 午後5時まで

## スマートフォン等による議決権行使

### 1 QRコードを読み取ってください。

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンまたはタブレット端末で読み取ります（「議決権行使コード」および「パスワード」のご入力不要です）。

議決権行使書用紙イメージ(表)



### 2 画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。



「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」の読み取りによる方法での議決権行使は1回に限ります。行使内容を修正される場合には、以下の「パソコン等による議決権行使」により再行使ください。

## パソコン等による議決権行使

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従って「次へすすむ」をクリック

議決権行使ウェブサイトURL : <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

(右記のQRコードを読み取り、ウェブサイトに接続することも可能です。)



※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 2 「議決権行使コード」を入力して「次へ」をクリック

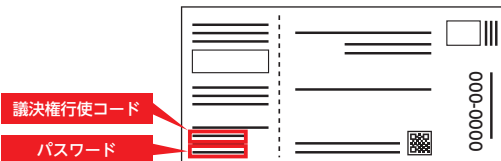
「議決権行使コード」は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。

### 3 「パスワード」を入力して「登録」をクリック

「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。

### 4 画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

議決権行使書用紙イメージ(裏)



「パスワード」は一定回数以上間違えると使用できなくなります。「パスワード」の再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使  
に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人：みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-768-524 受付時間 年末年始を除く9:00~21:00

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。  
※インターネットによる議決権行使をご選択される場合、プロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。



# インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会当日の議事進行の様様をご自宅等でご覧いただけるよう、インターネットにてライブ配信を実施します。

配信日時

**2026年6月24日(水曜日)午前10時から** ※配信ページは午前9時以降にアクセス可能です。

視聴方法

- (1) パソコン、スマートフォンまたはタブレット端末から以下のURLを入力、またはQRコードを読み取って専用視聴サイトにアクセスします。

専用視聴サイトURL <https://v.srdb.jp/2267/74yakultsoukai/>



- (2) 専用視聴サイトへのアクセス後、画面の案内に従い以下のIDおよびパスワードをご入力ください。

ID: 議決権行使書用紙に記載されている「**株主番号**」(9桁の半角数字)

パスワード: 議決権行使書用紙に記載されている**株主さまの「郵便番号」**(ハイフンを除く7桁)

## 議決権行使書用紙イメージ(表)

**株主さまの郵便番号 (パスワード)**

**株主番号 (ID)**

議決権行使書  
株式会社ヤクルト本社 御中

株主番号XXXXXXXXX

XXXX年 月 日

XXXX-XXXX

見本

株式会社ヤクルト本社

## ⚠️ ご注意事項とお願い

- ・ライブ配信では、議決権行使やご質問等はできません。事前に書面またはインターネットにより議決権をご行使のうえ、ご視聴ください。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境により、映像や音声の一部に不具合が生じる、またはライブ配信をご視聴いただけない場合がございます。
- ・ネットワーク環境や機材トラブル等により、やむを得ずライブ配信を中断または中止とさせていただきます場合がございます。
- ・専用視聴サイトURL、IDおよびパスワードを第三者に共有すること、ライブ配信の撮影、録画、録音、公開等することは、固くお断りいたします。
- ・ライブ配信のご視聴時に発生する通信費等は、株主さまのご負担となります。
- ・当日は、株主さまのプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近を撮影しますが、やむを得ずご来場の株主さまが映り込んでしまう場合がございますので、ご了承ください。

ライブ配信に関する  
お問い合わせ先

IDおよびパスワードに関するお問い合わせ先 (株主名簿管理人: みずほ信託銀行株式会社)

**0120-288-324** 受付期間: 株主総会当日まで (9:00~17:00 土・日・祝日・銀行休業日を除く)

接続等に関するお問い合わせ先

**0120-630-061** 受付期間: 株主総会当日 (9:00~株主総会終了まで)

## 第1号議案 取締役13名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	なり た ひろし 成田 裕 (男性) <span>再任</span>	代表取締役社長 社長執行役員	10回/10回 (100%)
2	ほし こ ひで あき 星子 秀章 (男性) <span>再任</span>	取締役 専務執行役員	10回/10回 (100%)
3	しま だ じゅん いち 島田 淳一 (男性) <span>再任</span>	取締役 専務執行役員	10回/10回 (100%)
4	かわ ばた ひろ ゆき 川畑 裕之 (男性) <span>再任</span>	取締役 専務執行役員	10回/10回 (100%)
5	わた なべ しゅう いち 渡辺 秀一 (男性) <span>再任</span>	取締役 常務執行役員	10回/10回 (100%)
6	きし もと あきら 岸本 明 (男性) <span>再任</span>	取締役 常務執行役員	8回/8回 (100%)
7	と べ なお こ 戸部 直子 (女性) <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	取締役	10回/10回 (100%)
8	なが さわ ゆ み こ 永沢裕美子 (女性) <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	取締役	10回/10回 (100%)
9	あ く つ さとし 阿久津 聡 (男性) <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	取締役	10回/10回 (100%)
10	マシュー・ディグビー (男性) <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	取締役	10回/10回 (100%)
11	ふく ざわ とし ひこ 福澤 俊彦 (男性) <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	取締役	10回/10回 (100%)
12	おお すみ たけし 大隅 毅 (男性) <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	取締役	7回/8回 (88%)
13	ない どう まなぶ 内藤 学 (男性) <span>再任</span>	取締役	10回/10回 (100%)

(注) 岸本明および大隅毅の両氏は、2025年6月25日開催の第73回定時株主総会において新たに選任され、就任したため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。

【当社の取締役候補者選任の方針】

- ・取締役候補者の選任にあたっては、豊富な知識・経験や経営に関する深い知見を有しており、取締役にふさわしい能力、人格・識見を備えた者であることを基準としております。
- ・取締役会の構成においては、多様性を有し、闊達な議論がなされる構成とすべく、社内からの内部昇格のみならず、ヤクルトグループである販売会社の経営者および各界の有識者の中から、各取締役候補者のスキルのバランスや多様性の確保を踏まえ、適材適所の観点をもとに決定しております。

なお、取締役の指名・報酬などに係る事項については、取締役会の諮問機関であり委員の過半数および委員長が独立社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」の答申をふまえ、取締役会で決議することとしております。

(ご参考)

取締役候補者の有する知識や経験等のスキル・マトリックスは、次のとおりであります。

	取締役候補者の有する知識や経験等							
	企業経営、 事業運営	ESG、 サステナビ リティ	財務会計、 株主・資本 市場	法務、 リスクマネ ジメント	営業、マー ケティング	グローバル	R&D、 品質管理	人事、 人材開発
成田 裕	●	●			●	●	●	●
星子 秀章	●	●	●	●				●
島田 淳一	●				●	●	●	
川畑 裕之	●	●	●	●	●			
渡辺 秀一	●		●					
岸本 明	●				●			
戸部 直子		●		●				●
永沢 裕美子	●	●	●					
阿久津 聡					●	●	●	
マシュー・ ディグビー		●		●		●		
福澤 俊彦	●		●					●
大隅 毅	●				●	●		
内藤 学	●				●			

候補者  
番号

1



■ 所有する当社の株式の数

53,990株

なり た ひろし  
**成田 裕** (1951年10月8日生)  
(男性)

再任

#### 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1974年 4月 当社入社  
2007年 6月 当社取締役  
2010年 6月 当社常務取締役  
2011年 6月 当社常務執行役員  
2012年 6月 当社取締役 常務執行役員  
2015年 6月 当社取締役 専務執行役員  
2021年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)

#### 重要な兼職の状況

(株)ヤクルト球団取締役オーナー  
一般社団法人全国発酵乳乳酸菌飲料協会会長

#### 取締役候補者とした理由

2021年6月に代表取締役社長に就任して以来、当社グループ経営を牽引し、企業価値向上に取り組み、業績を確保してまいりました。企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2



■ 所有する当社の株式の数

19,569株

ほし こ ひで あき  
**星子 秀章** (1958年11月23日生)  
(男性)

再任

#### 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社  
2014年 6月 当社執行役員  
2019年 6月 当社常務執行役員  
2023年 6月 当社取締役 常務執行役員  
2024年 4月 当社取締役 専務執行役員 (現任)

#### 取締役候補者とした理由

法務、人事、総務に関わる豊富な知識・経験や経営に関する深い知見を有しており、管理本部長を務めるなど、当社の企業価値向上に大きく貢献しています。企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3



■ 所有する当社の株式の数  
17,055株

しま だ じゅん いち  
**島田 淳一** (1960年4月9日生)  
(男性)

再任

#### 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社  
2016年6月 当社執行役員  
2022年6月 当社常務執行役員  
2023年6月 当社取締役 常務執行役員  
2026年4月 当社取締役 専務執行役員 (現任)

#### 重要な兼職の状況

香港ヤクルト(株)董事長  
アメリカヤクルト(株)代表取締役会長  
ヨーロッパヤクルト(株)代表取締役会長

#### 取締役候補者とした理由

国際事業に関わる豊富な知識・経験や経営に関する深い知見を有しており、国際事業本部長を務めるなど、当社の企業価値向上に大きく貢献しています。企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

4



■ 所有する当社の株式の数  
15,999株

かわ ばた ひろ ゆき  
**川畑 裕之** (1958年11月23日生)  
(男性)

再任

#### 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社  
2016年6月 当社執行役員  
2022年6月 当社常務執行役員  
2024年6月 当社取締役 常務執行役員  
2026年4月 当社取締役 専務執行役員 (現任)

#### 取締役候補者とした理由

総務、法務に関わる豊富な知識・経験や経営に関する深い知見を有しており、経営サポート本部長(広報・法務・経営企画等)を務めるなど、当社の企業価値向上に大きく貢献しています。企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

5



■ 所有する当社の株式の数  
29,099株

わた なべ しゅう いち  
**渡辺 秀一** (1957年9月25日生)  
(男性)

再任

#### 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社  
2015年6月 当社執行役員  
2021年6月 当社常務執行役員  
2024年6月 当社取締役 常務執行役員（現任）

#### 重要な兼職の状況

ヤクルト商事(株)代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

経理に関わる豊富な知識・経験や経営に関する深い知見を有しており、これまで医薬品事業本部長を務めるなど、当社の企業価値向上に大きく貢献しています。企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行することができるかと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

6



■ 所有する当社の株式の数  
16,531株

きし もと あきら  
**岸本 明** (1957年7月6日生)  
(男性)

再任

#### 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社  
2015年6月 当社執行役員  
2023年4月 当社常務執行役員  
2025年6月 当社取締役 常務執行役員（現任）

#### 取締役候補者とした理由

国内食品事業に関わる豊富な知識・経験や経営に関する深い知見を有しており、食品事業本部長を務めるなど、当社の企業価値向上に大きく貢献しています。企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行することができるかと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

7



■ 所有する当社の株式の数  
1,300株

と べ な お こ  
**戸部 直子**

(1957年12月15日生)  
(女性)

再任

社外

独立

### 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
1989年4月 深沢法律事務所（現：深沢総合法律事務所）入所  
2002年4月 東京家庭裁判所家事調停委員（現任）  
2005年9月 東京都清瀬市男女共同参画センター法律相談員  
2012年4月 深沢総合法律事務所パートナー  
2019年6月 当社取締役（現任）  
2024年4月 深沢総合法律事務所代表（現任）

### 重要な兼職の状況

弁護士

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2019年6月に当社社外取締役に就任以来、弁護士として長年活躍されてきた実績や高度な知見・見識に加え、東京家庭裁判所家事調停委員や東京都清瀬市男女共同参画センター法律相談員を歴任するなど、地域社会および消費者の視点も踏まえた幅広い見識を生かし、客観的な視点で当社経営陣に対する提言や業務執行に対する適切な監督を行っております。

また、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員として、当社の企業価値向上に資するガバナンス体制の強化に向け、ダイバーシティ等に関する意見・提言を数多く行っております。

以上のことから、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

8



■ 所有する当社の株式の数  
700株

なが さわ ゆ み こ  
**永沢 裕美子** (1959年11月6日生)  
(女性)

再任

社外

独立

### 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1984年 4月 日興証券(株) (現: SMBC日興証券(株)) 入社
- 1998年 7月 Citibank, N.A. 入社
- 2004年 12月 フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 設立
- 2017年 6月 一般財団法人日本産業協会理事
- 2018年 6月 フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 世話人 (現任)
- 2018年 6月 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事副会長
- 2018年 6月 (株)山口銀行社外取締役
- 2020年 4月 お茶の水女子大学大学院非常勤講師 (現任)
- 2020年 6月 (株)山口フィナンシャルグループ社外取締役
- 2021年 6月 当社取締役 (現任)
- 2023年 6月 (株)山口フィナンシャルグループ社外取締役 (監査等委員) (現任)
- 2024年 6月 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事 (現任)
- 2024年 10月 ジーエルテクノホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員) (現任)

### 重要な兼職の状況

フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 世話人  
(株)山口フィナンシャルグループ社外取締役 (監査等委員)  
ジーエルテクノホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員)

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2021年6月に当社社外取締役に就任以来、アナリストや資産運用分野で活躍された経験や、フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 設立者としての金融に関する専門的な知見に加え、(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事副会長等の歴任による消費生活分野の幅広い見識等を生かし、客観的な視点で当社経営陣に対する提言や業務執行に対する適切な監督を行っております。

また、取締役会の諮問機関であるサステナビリティ諮問委員会の委員として、戦略的な視点で意見・提言を数多く行っております。

以上のことから、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

9



■ 所有する当社の株式の数

1,900株

あ く つ さとし  
**阿久津 聡**

(1966年7月11日生)  
(男性)

再任

社外

独立

### 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1998年5月 カリフォルニア大学バークレー校経営学博士 (Ph.D.)
- 1998年12月 一橋大学商学部専任講師
- 2002年6月 同大学大学院国際企業戦略研究科助教授
- 2010年4月 情報・システム研究機構国立情報学研究所連携研究部門客員教授
- 2010年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 (現：経営管理研究科) 教授 (現任)
- 2013年9月 (株)アダストリアホールディングス (現：(株)アンドエスティHD) 社外取締役
- 2017年6月 (株)ノジマ社外取締役
- 2021年7月 (株)シンカ社外取締役 (現任)
- 2022年6月 当社取締役 (現任)

### 重要な兼職の状況

一橋大学大学院経営管理研究科教授  
(株)シンカ社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2022年6月に当社社外取締役に就任以来、マーケティングの専門家としての数多くの実績や、大学教授等の経歴を通じて培われた専門的な知見・見識に基づき、企業ブランディングによって持続的に業績を向上させる経営のあり方等を含めた当社事業全般への有益な助言をいただくとともに、客観的な視点で当社経営陣に対する提言や業務執行に対する適切な監督を行っております。

また、取締役会の諮問機関であるサステナビリティ諮問委員会の委員として、企業価値向上に向けて意見・提言を数多く行っております。

以上のことから、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

10



■ 所有する当社の株式の数

—

マシュー・ティグビー (1951年11月10日生)  
(男性)

再任

社外

独立

### 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1973年 5月 ノートルダム大学 B.A. (文学士)  
1975年 6月 上智大学 M.A. (文学修士)  
1978年 5月 コロンビア大学ロースクール J.D. (法学博士)  
1979年 8月 弁護士登録 (ニューヨーク州)  
1984年 6月 弁護士登録 (カリフォルニア州)  
2009年 9月 外国法事務弁護士登録  
2009年 12月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)  
2019年 1月 米国スクワイヤ・パットン・ボグズ(US)LLPシニアパートナー (現任)  
2023年 6月 当社取締役 (現任)

### 重要な兼職の状況

弁護士

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2023年6月に当社社外取締役に就任以来、米国での訴訟、日米間の渉外取引および国際渉外取引全般を専門に、弁護士として海外で長年活躍されてきた実績や、その知見・見識に基づき、客観的な視点で当社経営陣に対する提言や業務執行に対する適切な監督を行っております。

また、取締役会の諮問機関であるサステナビリティ諮問委員会の委員として、グローバルな視点で意見・提言を数多く行っております。

以上のことから、グローバルに事業を展開する当社にとって経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

11



■ 所有する当社の株式の数  
1,300株

ふくざわ としひこ  
**福澤 俊彦**

(1956年12月30日生)  
(男性)

再任

社外

独立

### 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1979年 4月 (株)第一勧業銀行(現：(株)みずほ銀行) 入行  
2006年 3月 (株)みずほ銀行執行役員 経営企画部長  
2008年 4月 (株)みずほ銀行常務執行役員  
2013年 4月 みずほ信託銀行(株)代表取締役副社長  
2015年 6月 (株)ユウシュウ建物(現：(株)有終コーポレーション) 代表取締役社長  
2016年 5月 アフラック・インコーポレーテッド取締役  
2018年 6月 中央不動産(株)(現：中央日本土地建物グループ(株)) 代表取締役社長  
2020年 4月 中央日本土地建物グループ(株)代表取締役副社長  
2022年 6月 中央日本土地建物(株)特別顧問(現任)  
2024年 6月 当社取締役(現任)

### 重要な兼職の状況

中央日本土地建物(株)特別顧問

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2024年6月に当社社外取締役に就任以来、豊富な企業経営と金融機関における長年の経験により培われた企業戦略に関する専門的な知見・見識に基づき、客観的な視点で当社の経営全般に対する提言や業務執行に対する適切な監督を行っております。

また、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員長として、当社の企業価値向上に資するガバナンス体制の強化に向け、これまでに培われた幅広いスキルに基づく意見・提言を数多く行っております。

以上のことから、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

12



■ 所有する当社の株式の数  
300株

おお すみ たけし  
**大隅 毅**

(1964年8月22日生)  
(男性)

再任

社外

独立

### 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年4月 澁澤倉庫(株)入社  
2012年4月 澁澤倉庫(株)執行役員 管理本部総合企画部長  
2015年6月 澁澤倉庫(株)取締役 常務執行役員 物流営業部門管掌  
2017年6月 澁澤倉庫(株)代表取締役社長 社長執行役員 物流営業部門管掌  
2023年4月 澁澤倉庫(株)代表取締役社長 社長執行役員 物流部門管掌 (現任)  
2025年6月 当社取締役 (現任)

### 重要な兼職の状況

澁澤倉庫(株)代表取締役社長 社長執行役員

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

2025年6月に当社社外取締役に就任以来、東証プライム市場上場企業の代表者としての経験および企業経営により培われた企業戦略に関する幅広い知見・見識に基づき、客観的な視点で当社の経営全般に対する提言や業務執行に対する適切な監督を行っております。

また、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員として、当社の企業価値向上に資するガバナンス体制の強化に向け、豊富な企業経営の経験に基づく意見・提言を数多く行っております。

以上のことから、経営体制のさらなる強化・充実が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

13



■ 所有する当社の株式の数  
5,900株

ない どう まなぶ  
**内藤 学**

(1960年1月9日生)  
(男性)

再任

#### 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月 (株)電通入社  
1987年4月 当社入社  
1989年7月 水戸ヤクルト販売(株)取締役  
1995年8月 (株)電通九州入社  
2004年7月 (株)電通九州第一営業局長  
2008年5月 水戸ヤクルト販売(株)専務取締役  
2010年5月 水戸ヤクルト販売(株)代表取締役社長（現任）  
2022年6月 当社取締役（現任）

#### 重要な兼職の状況

水戸ヤクルト販売(株)代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

ヤクルト販売会社の経営経験を生かして市場実態をふまえた各種助言をいただくことで、国内食品事業を中心にヤクルトグループ全体の発展に大きく寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者番号No.7戸部直子、No.8永沢裕美子、No.9阿久津聡、No.10マシュー・ディグビー、No.11福澤俊彦およびNo.12大隅毅の6氏は、社外取締役候補者であります。
2. 候補者番号No.7戸部直子、No.8永沢裕美子、No.9阿久津聡およびNo.10マシュー・ディグビーの4氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に直接関与したことはありませんが、前記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
3. 候補者番号No.7戸部直子、No.8永沢裕美子、No.9阿久津聡、No.10マシュー・ディグビー、No.11福澤俊彦およびNo.12大隅毅の6氏は、現在、当社の社外取締役であり、それぞれ当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって戸部直子氏が7年、永沢裕美子氏が5年、阿久津聡氏が4年、マシュー・ディグビー氏が3年、福澤俊彦氏が2年、大隅毅氏が1年であります。
4. 当社は現在、すべての取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案において、候補者番号No.7戸部直子、No.8永沢裕美子、No.9阿久津聡、No.10マシュー・ディグビー、No.11福澤俊彦、No.12大隅毅およびNo.13内藤学の7氏の選任が承認された場合は、引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。
- なお、責任限定契約の内容は次のとおりであります。
- ・ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社の役員が業務遂行に起因して損害賠償請求を受けた場合における争訟費用と損害賠償金について、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、候補者番号No.1～No.13の取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に同内容での当該保険契約を更新する予定であります。
6. 取締役候補者の重要な兼職先と当社との取引関係は、次のとおりであります（当社の100%子会社を除く）。
- ・ 候補者番号No.1 成田裕氏が取締役オーナーを務める(株)ヤクルト球団と当社との間には、球場における広告や土地建物の賃貸借等の取引関係があります。
  - ・ 候補者番号No.3 島田淳一氏が代表者を務める香港ヤクルト(株)と当社との間には、他のヤクルト海外事業所と同一基準による生産資機材等の取引関係があります。
  - ・ 候補者番号No.5 渡辺秀一氏が代表者を務めるヤクルト商事(株)と当社との間には、販促資材等の取引関係があります。
  - ・ 候補者番号No.13内藤学氏が代表者を務める水戸ヤクルト販売(株)と当社との間には、他のヤクルト販売会社と同一基準による商品販売等の取引関係があります。
7. 候補者番号No.1～No.13の取締役候補者の「当社における担当」は、「事業報告」内「3.会社役員に関する事項（1）取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。
8. 候補者番号No.7戸部直子、No.8永沢裕美子、No.9阿久津聡、No.10マシュー・ディグビー、No.11福澤俊彦およびNo.12大隅毅の6氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
9. 取締役候補者の「所有する当社の株式の数」には、持株会における持分を含んでおります。

## 第2号議案

# 取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。） に対する株式報酬制度改定の件

### 1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。）および執行役員（以下、あわせて「役員等」といいます。）に対する現行の株式報酬制度を改定し、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）（以下、「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、役員等の報酬と当社の中長期的な企業価値の増大および株主価値との連動性を一層明確にすることで、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、役員等と株主さまとの価値共有を更に進めることを目的としており、本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終了後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。また、当社の指名・報酬諮問委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であるとの答申を得ております。

本議案は、2008年6月25日開催の第56回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額1,000百万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分給とおよび賞与は含まない。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の役員等に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

なお、当社は、2023年6月21日開催の第71回定時株主総会において、2008年6月25日開催の第56回定時株主総会においてご承認をいただきました当社取締役の報酬額とは別枠として、当社取締役に譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額として年額300百万円以内、発行または処分する株式の総数として年15万株を上限（当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき、2株の割合で株式分割を行いました。限度株数については、当該株式分割による調整後の株式数を記載しています。）とする旨および具体的な内容をご承認いただき今日に至っておりますが、本株主総会での承認可決を条件として、上記決議に係る取締役の報酬枠を廃止し、今後、従来の譲渡制限付株式報酬制度に基づく新たな譲渡制限付株式の割当は行わないことといたします。ただし、既に取締役に割当済みの譲渡制限付株式は今後も存続します。

第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

### 2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、役員等に対して、当社が定める「役員等株式給付規程」に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、本制度においては、非業績連動型株式報酬および業績連動型株式報酬の2種類の制度により株式の給付を行うものとし、役員等が当社株式の給付を受ける時期は、非業績連動型株式報酬においては、原則として毎年一定の時期とし、業績連動型株式報酬においては、業績測定期間（初回の業績測定期間を2027年3月末日に終了する事業年度から2031年3月末日に終了する事業年度までの5事業年度とし、以降は当社が定める中期経営計画等の期間に対応した期間。以下、同じとします。）終了後の一定の時期とします。

また、役員等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、非業績連動型株式報酬および業績連動型株式報酬ともに原則として役員等の退任時とします。役員等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、役員等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、役員等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該役員等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

#### (2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役および非常勤取締役は、本制度の対象外とします。）および執行役員

#### (3) 信託期間

2026年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、「役員等株式給付規程」の廃止等により終了します。）

#### (4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、初回の業績測定期間（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する業績測定期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、役員等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2026年8月（予定））時に、当初対象期間（5事業年度）に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭の一部を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき役員等に対して付与するポイント（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算します。）の上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり35万ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、175万株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金の一部を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2026年5月11日の終値2,906円を適用した場合、当初対象期間における上記の必要資金の総額は、約5,085百万円（年間約1,017百万円）となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく役員等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して役員等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、役員等に対する給付が未了であるものを除く。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案したうえで、追加拠出額を算出するものとします。なお、当社は、対象期間中、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

（5）本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、役員等に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり35万ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は当該対象期間にかかる事業年度の数に35万株（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行うものとします。）を乗じた数といたします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（6）役員等に給付される当社株式等の数の上限

非業績連動型株式報酬について、役員等には、各事業年度に関して、「役員等株式給付規程」に基づき役位に応じて定まる数のポイントが付与されます。また、業績連動型株式報酬について、役員等には、業績測定期間に関して、「役員等株式給付規程」に基づき役位および業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。）に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、25万ポイントを上限（役員等に対しては35万ポイントを上限）とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、役員等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、役員等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行うものとします。）。

また、取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。）に付与される1事業年度当たりのポイント数

の上限に相当する株式に係る議決権数2,500個の発行済株式総数に係る議決権数2,902,012個（2026年3月31日現在）に対する割合は約0.086%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる役員等のポイント数は、原則として、下記（7）の受益権確定時までに当該役員等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### （7）当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした役員等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期および業績測定期間終了後の一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、「役員等株式給付規程」に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、役員等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、役員等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、役員等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該役員等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

ポイントの付与を受けた役員等であっても、株主総会もしくは取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利の全部または一部を取得できないこととします。

また、給付を受けた役員等であっても、株主総会もしくは取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、受領した株式および金銭に相当する経済価値の金銭の全部または一部の返還請求を受けることがあります。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行うものとします。）を基礎とします。また、「役員等株式給付規程」の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

#### （8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### （9）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の

信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、「役員等株式給付規程」の定めに従って、その時点で在任する役員等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、「役員等株式給付規程」の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により役員等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

### 3. 役員等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

役員等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、役員等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（役員等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において役員等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

#### ① 譲渡制限の内容

役員等は、当社株式の給付を受けた日から当社を退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

#### ② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

#### ③ 譲渡制限の解除

役員等が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任または死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

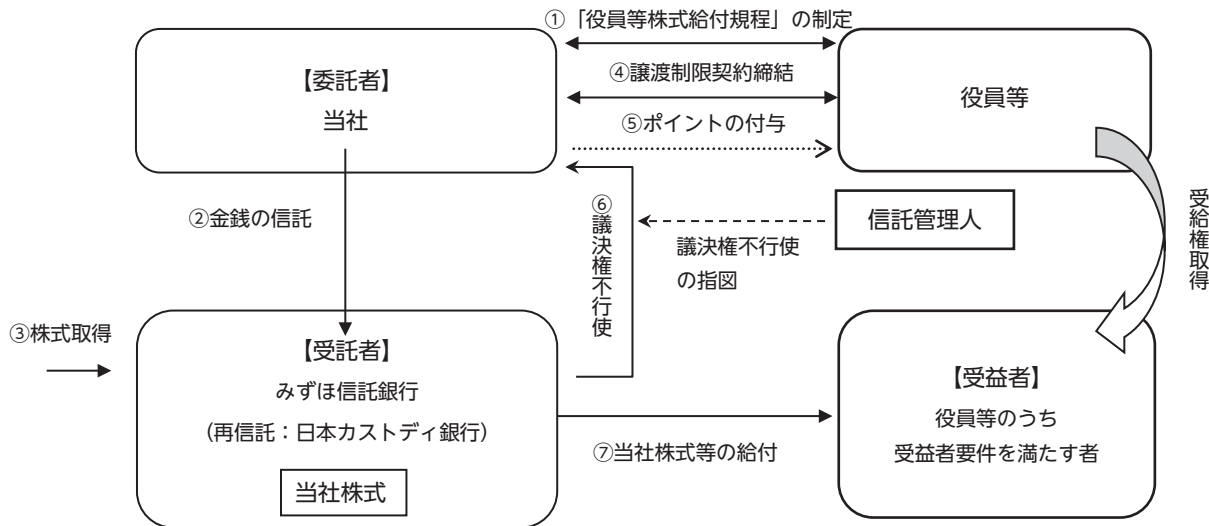
#### ④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる役員等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員等株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 役員等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該役員等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、および一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、「役員等株式給付規程」に基づき役員等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期および業績測定期間終了後一定の時期に役員等のうち「役員等株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、役員等が「役員等株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

本議案が承認可決された場合の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」は以下のとおりです。

当社の報酬体系については、当社事業の原点である「代田イズム」の実現に加えて、経営者がより業績に責任を持ち、株主の皆さまとの一層の価値共有を進める報酬制度とするため、以下の内容で構成します。

<固定報酬、業績連動報酬（短期インセンティブ（金銭））、株式報酬（長期インセンティブ（株式））>

## 1. 対象者

### (1) 固定報酬

取締役全員

### (2) 業績連動報酬

当該事業年度末に在籍する取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）

### (3) 株式報酬

支給時に在籍する取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）

## 2. 各報酬の算定方法の決定方針

### (1) 固定報酬

限度額の範囲内のもと、個々の取締役の職責、当該年度の業績、従事者の給与水準や社会情勢などの内外環境を総合的に勘案し決定することを基本方針とします。

### (2) 業績連動報酬

業績連動報酬の算定指標として、事業活動の源泉であり企業規模やその成長性を計る「連結売上高」、事業活動の収益性や効率性を計る「連結営業利益」に加え、当社事業の原点である「代田イズム」の実現度合いのバロメーターとなる「連結乳本数」を使用するものとします。また、業績連動部分は0%～150%の範囲内で変動するものとして設定します。

なお、業績連動報酬額は、連結営業利益の前年比が70%を下回った場合は、支給しないものとします。

### (3) 株式報酬

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、職責および業績等に応じて譲渡制限付株式を支給します。

株式報酬は、非業績連動型および業績連動型を併用した設計とし、株式給付信託を活用して株式を支給する仕組みとします。

#### ① 非業績連動型株式報酬

対象取締役に対し、役員等株式給付規程に基づき職責に応じて定まる数の当社普通株式を支給するものとし、支給する株式には給付日から当社の取締役を退任する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限を

付すものとします。

## ② 業績連動型株式報酬

対象取締役に対し、役員等株式給付規程に基づき職責および業績測定期間（当初2027年3月末日に終了する事業年度から2031年3月末日に終了する事業年度までの5事業年度とし、以降、中期経営計画等の対象期間に応じた事業年度とする。）における算定指標の目標達成度に応じて定まる数の当社の普通株式を、業績測定期間の終了後に支給するものとし、支給する株式には給付日から当社の取締役を退任する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限を付すものとします。

業績連動型株式報酬の算定指標については、資本効率性、株主の皆さまとの価値共有、人的資本経営等の観点より、「ROE」・「相対TSR」・「ワークエンゲージメントスコア」の3つとし、業績測定期間における各算定指標の達成基準に応じて算定される業績評価係数と個々の取締役の職責に応じて決定される算定基礎株数を用いて給付株数を算出します。

なお、非業績連動型株式報酬および業績連動型株式報酬により支給する株式について、当社は、譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の支給を受けた対象取締役および譲渡制限期間経過後の退任取締役が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合に、当該株式の全部または一部を当然に無償で取得することができるものとします。

また、譲渡制限期間経過後の退任取締役において、在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、受領した株式および金銭に相当する経済価値の金銭の全部または一部の返還請求を受けることがあります。

## 3. 報酬の種類別の割合

適正なインセンティブとして機能するよう、下記の割合を基準として報酬を構成します。

(1)固定報酬 : (2)業績連動報酬 : (3)株式報酬（非業績連動型・業績連動型）  
= 60 : 15 : 25（うち非業績連動型 15・業績連動型 10）（%）

※ 1. 改定前は70 : 15 : 15

※ 2. 社外取締役および非常勤取締役は、(1)固定報酬のみ

## 4. 報酬の支給時期または条件の決定に関する方針

### (1) 固定報酬

毎月支給

### (2) 業績連動報酬

前年度の業績結果に対するインセンティブ報酬のため、算定期間となる事業年度終了後に一時金として支給

### (3) 株式報酬

#### ① 非業績連動型

今後の企業価値向上に対するインセンティブ報酬のため、株主総会における取締役選任後、取締役任期分を支給

#### ② 業績連動型

業績測定期間における評価に対するインセンティブ報酬のため、業績測定期間終了後に業績測定期間における在任期間分を支給

※(1)固定報酬および(2)業績連動報酬の限度額は、2008年6月25日開催の第56回定時株主総会において定めた年額1,000百万円

※(3)株式報酬の上限株数は、2026年6月24日開催の第74回定時株主総会において定めた25万株（株数は、当社の普通株式の株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、合理的な調整を行う。）

これらの方針および報酬の算定方法、個人別報酬等は、委員の過半数が独立社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」で審議のうえ、取締役会で決議するものとします。ただし、(1)固定報酬および(2)業績連動報酬に関する個人別の報酬額については、取締役会の委任を受けて「指名・報酬諮問委員会」で決定するものとします。

## 株主提案

第3号議案から第5号議案は、株主さま1名（以下、「提案株主様」といいます。）からの提案によるものです。

以下の議案の要領および提案の理由については、形式的な修正を除いて、提案株主様から提出されたものを原文のまま記載しています。

## 第3号議案 取締役2名選任の件

### (1) 議案の要領

以下の2名を取締役として選任する。

1. James B. Rosenwald III
2. 磯貝 厚太

### (2) 提案の理由

こちらは短縮版です。詳細は下記サイトでご確認ください。

(日本語)

<https://www.daltoninvestments.co.jp/news/20260421>

(英語)

<https://www.daltoninvestments.com/proposal-to-yakult-publication-of-explanatory-materials>

当社は乳酸菌飲料分野のパイオニアとして確固たる市場地位を築き、早期から海外展開を推進してきました。その結果、現在では営業利益の約半分を海外事業が占めるグローバル企業へと成長しています。また、世界的に広範な訪問販売チャネル網を有し、当該チャネルが連結売上約半分の構成するなど、安定的かつ競争優位性の高い事業基盤を確立しています。当社が長年培ってきた技術・ノウハウに裏付けられたブランド力および、大手飲料メーカーとして独自性の高い宅配チャネルは、極めて高い競争力を有していると評価しております。

しかしながら、こうした強固な事業基盤にもかかわらず、資本市場における当社の評価は十分とは言えません。実際、2026年2月末時点で当社の株価は10年前比で3%下落した一方、同期間にTOPIXは約3倍、TOPIX食料品指数は59%上昇しており、当社株式のパフォーマンスは相対的に低位に留まっています。また、PBRおよびPERについても海外競合企業と比較して低水準にあり、市場が当社の資本効率および資本配分の妥当性に対し十分な評価を与えていない可能性が示唆されます。

当社の根本的課題は、取締役会における監督機能の実効性がなお十分とはいえず、資本コストを明確に意識した資本配分が徹底されていない点にあると考えます。株主として、米国第2工場のような健全な成長投資については大いに賛同いたします。一方で、資本コストとの整合性が合理的に説明されていない投資については看過できません。例えば、国内新工場への約520億円におよぶ過剰な設備投資（経営陣との直近の対話によれば投資回収期間は約20年、すなわち毎年の想定リターンは複利ベースで約3.5%、単利ベースで約5.0%）、東京都新橋の不動産取得、政策保有株式約800億円はいずれも、当社の資本コストを

上回る水準の収益性が十分に示されているとは言い難いと考えます。

持続的な企業価値向上のためには、成長投資、戦略投資、株主還元のいずれについても、明確なハードルを設定し、その遵守状況を取締役会が監督する体制の構築が不可欠です。加えて、重要な投資案件については事前・事後の検証プロセスを明確化し、その結果を株主に対して透明性高く開示することが望まれます。

本提案は短期的な株主還元のみを求めるものではありません。目的は、取締役会の独立性および監督機能を強化し、資本コストを明示的に意識した経営体制へと進化させることにあります。当社は強固な事業基盤とブランド力を有しており、適切な資本規律のもとでは海外競合と同等、あるいはそれ以上の評価を獲得し得る潜在力があると考えます。

James B. Rosenwald III氏および磯貝厚太氏は、投資・金融、グローバルな事業運営、資本市場およびコーポレートガバナンスの各分野において豊富な実務経験を有しており、少数株主の立場から取締役会の監督機能を実質的に強化し、当社の中長期的な企業価値向上に資する人材であると判断しております。

以上の理由により、両名の選任を提案いたします。

### (3) 候補者の氏名、略歴等

1. James B. Rosenwald III (じゅーむず びー ろーぜんわろど) 1958年1月19日生	
■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1981年	Oliver R. Grace & Family シニア投資アドバイザー、ポートフォリオマネージャー
1984年	Rosenwald Capital Management, Inc.創業、会長兼CEO (現任)
1996年	Beach Front Properties LLC 共同創業、Managing Partner (現任)
1998年	Dalton Investments 共同創業、Chief Investment Officer (現任)
2012年	New York University, Leonard N. Stern School of Business 非常勤教授 (現任)
2019年	Rising Sun Management Ltd.、 Chief Investment Officer (現任)
2025年	株式会社ホギメディカル、社外取締役 (現任)
	<重要な兼職の状況> Dalton Investments, Inc.、 Chief Investment Officer Rising Sun Management Ltd.、 Chief Investment Officer 株式会社ホギメディカル、社外取締役
■所有する当社の株式の数：0株	

<b>■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</b> 上記提案理由の通りです。	
<b>■特別利害関係の有無</b> 該当ありません。	
2. 磯貝 厚太 (いそがい こうた) 1982年4月1日生	
<b>■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b>	
2005 年	デロイト&トウシュ LLP (米国) 入所
2009 年	プライスウォーターハウスクーパース株式会社 (現 PwC アドバイザリー合同会社) 入社
2015 年	ダルトン・インベストメンツ・グループ入社
2019 年	株式会社T&K Toka 社外取締役
2026 年	ダルトン・アドバイザリー株式会社、シニア・ヴァイス・プレジデント (現任)
	<重要な兼職の状況> ダルトン・アドバイザリー株式会社、シニア・ヴァイス・プレジデント
<b>■所有する当社の株式の数：0株</b>	
<b>■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</b> 上記提案理由の通りです。	
<b>■特別利害関係の有無</b> 該当ありません。	

(注)

- (1) James B. Rosenwald III氏及び磯貝厚太氏は、社外取締役候補です。
- (2) James B. Rosenwald III氏及び磯貝厚太氏が社外取締役に選任された場合、同氏らとの間で責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。

## 当社取締役会の意見

当社取締役会は、第3号議案に**反対**いたします。

### ア. 当社の取締役候補者の決定プロセス

当社は、取締役の指名・報酬等に係る事項について、取締役会の機能の独立性・客観性を強化するため、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役候補者の指名については、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議することとしております。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、取締役候補者について、豊富な知識・経験や経営に関する深い知見を有し、取締役になさるべき能力、人格・識見を備えた者であることを選任基準としております。また、多様性を有し、闊達な議論がなされる取締役会の構成とするため、社内からの内部昇格のみならず、ヤクルトグループである販売会社の経営者および各界の有識者の中から、各取締役候補者のスキルのバランスや多様性の確保を踏まえ、適材適所の観点をもとに決定しております。

上記の決定プロセスは、取締役選任に係る株主提案がなされた場合の検討においても異なることはありません。当社は、取締役候補者が株主提案の候補者であるか否かにかかわらず、当該取締役候補者を取締役として選任することが当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するかという観点から検討を行うこととしております。

### イ. 本定時株主総会後に予定される当社提案の取締役会が最適な構成であるとする理由

当社取締役会は、企業理念である「私たちは、生命科学の追究を基盤として、世界の人々の健康で楽しい生活づくりに貢献します。」の実現に向けて、将来にわたり持続的に存続・発展していくことを見据えた中長期的な視点に基づき、事業拡大に向けた積極的な成長投資を継続しつつ、安定した財務基盤を維持してまいりました。あわせて、資本コストや株価等に関する社会からの期待を意識した施策の実施に向けて建設的な議論を行ってまいりました。その一環として、当社は中期経営計画に基づき、期間中に1,000億円以上の自己株式取得を含む資本政策の推進や、取締役の報酬制度の改定等に着手しており、提案株主様が指摘する課題についても、現行の取締役会のもとに必要な対応を進めてきております。

本定時株主総会において、当社が提案している取締役選任議案が承認された場合、取締役会は現在の14名から13名体制となり、13名中6名を独立社外取締役とすることで、監督機能の実効性を確保しつつ、より機動的な意思決定を実現する体制となる予定です。また、女性2名・外国籍1名を含むほか、弁護士、企業経営経験者、学識経験者、アナリスト経験者等の多様な専門知識と経験を有する人材で構成されており、多様性の観点からも十分に配慮された構成であると考えております。

そのため、本定時株主総会後の当社提案の取締役会は、各取締役候補者が当事業および経営環境に関する十分な理解のもと、多様な専門性および経験を活かし、中長期的な企業価値向上に向けた主体的かつ建設的な意見提案と実効的な監督を行うことが可能な構成であり、ガバナンスの有効性が十分に確保されていると考えております。

## 当社取締役会の意見

### ウ、本議案の社外取締役候補者を選任する必要がないと考える理由

本議案の社外取締役候補者の有する知見・経験等のスキルについて検討した結果、当社が提案している社外取締役候補者により、取締役会全体として既に十分に提供され得るものと考えております。具体的には、投資・金融に関するスキルについては、グローバル金融機関でのコーポレート・ファイナンス等や投資顧問での企業調査の経験者を、また、グローバルな事業運営に関するスキルについては、グローバルに事業を展開する事業会社の経営者や国際的に活躍する学識経験者、渉外取引を専門に海外で長年活躍されてきた弁護士を取締役候補者として提案しており、資本市場およびコーポレートガバナンスの各分野のみならず、その他のスキル全般においても、当社の中長期的な成長戦略や事業特性を踏まえて必要と考える専門知識および経験は、現行の候補者構成において確保されていると考えます。

また、本議案の社外取締役候補者2名はいずれも提案株主様の役職員であり、その立場上、提案株主様の利益を優先した判断や行動がなされるおそれがあることから、取締役として求められる独立性が十分に担保されない可能性が相当程度あります。加えて、提案株主様は、従前より、当社に対して短期的な株主還元を重視した施策を求めています。これらの事情を踏まえ、当社取締役会は、本議案が、当社の株主構成において一定の割合を占める中長期的に当社株式を保有する株主さまとは必ずしも同一の時間軸・利害を有するものではなく、利益相反等により株主共同の利益が損なわれるおそれがあると認識しております。

以上の理由から、当社取締役会は、**本議案に反対**いたします。

なお、本取締役会意見は、指名・報酬諮問委員会による審議および答申を踏まえ、取締役会で決議しております。

当社は今後も、ガバナンス体制および監督機能のさらなる強化に向けて、独立社外取締役の人数や比率の向上、適切なスキルを含む取締役会のあり方について、指名・報酬諮問委員会および取締役会において検討を進めてまいります。

## 第4号議案

# 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

### (1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2008年6月25日開催の定時株主総会において年額1,000百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まない）とし、当該報酬枠の別枠で、2023年6月21日開催の定時株主総会において、株式報酬の額として年額300百万円以内、株式数の上限を年150,000株以内（使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まない、社外取締役および非常勤取締役を除く）とすることが承認されているが、今般、譲渡制限付株式報酬制度の対象となる当社の取締役に対し、年額800百万円以内、付与株式数の上限300,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計する。かかる業績指標としてはROEやTSR（株主総利回り）を含む各種KPI等が考えられるが、具体的な指標の選定については、当社の経営戦略や事業環境を踏まえ、取締役会が適切に判断すべきものとする。また、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

### (2) 提案の理由

弊社は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても各取締役の株式保有が少なく、取締役の経済的利益の大半は固定報酬としての基本報酬であり、一部業績の達成に紐づく報酬があるものの、譲渡制限付株式報酬の目的である株主との価値共有が不十分と考えます。取締役に当社の企業価値の持続的向上を図る経済的インセンティブを持たせ、株主と利益を一体化することで企業価値向上の成果を株主とともに享受することが必要です。

取締役と株主との価値共有を図るための効果的な株式報酬の目安は、固定報酬の3倍相当とされており、当社は譲渡制限付株式報酬制度を導入しているものの、第73期（2024年4月1日から2025年3月31日）では当社の取締役（社外取締役を除く）に年額467百万円の固定報酬が支払われているのに対し、株式報酬は93百万円となっており、固定報酬の20%しかありません。このペースでは、取締役と株主との価値共有を図るために効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当の株式保有に到達するまで、約15年かかることとなります。また、当社は2026年2月10日付の「株式報酬制度の改定に関するお知らせ」で、対象取締役の報酬の構成比率については、固定報酬：短期インセンティブ報酬（金銭）：長期インセンティブ報酬（株式）を、現状の70：15：15から60：15：25へと変更するための会社議案を本株主総会に附議する旨、公表していますが、当改定案のペースでも、取締役と株主との価値共有を図るために効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当の株式保有に到達するまで、約7年かかることとなります。譲渡制限付株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんので、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。

また、欧米においてはほぼすべての主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年間の猶予期間を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の3～5倍、社外取締役でも報酬の1倍とするケースが大半です。例えば、しばしば当社の海外における競合として挙げられるダノン社（仏）やネスレ社（瑞）でも社内取締役が就任後3年以内に固定報酬の3倍程度の株式を保有する報酬設計となっています。弊社は当社の取締役その他の経営陣にも、過去の常識にとらわれず、世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すこと、適切な開示を通じてそのコミットメントを示すことを提案し、株式保有ガイドラインを制定すべきと考えます。

## 当社取締役会の意見

当社取締役会は、第4号議案に**反対**いたします。

### ア. 当社の取締役報酬の決定プロセス

当社は、取締役の報酬等に係る事項について、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議しております。ただし、金銭による固定報酬および業績連動報酬に関する個人別の報酬額については、取締役会の委任を受けて指名・報酬諮問委員会が決定しております。

### イ. 役員報酬制度の改定について

当社は、2026年2月10日開催の取締役会において、取締役（社外取締役および非常勤取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と当社の中長期的な企業価値および株主価値との連動性を一層明確にすることで、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主さまとの価値共有を更に進めることを目的として、対象取締役の株式報酬制度を改定することを決定しました（以下、改定後の役員報酬制度を「本株式報酬制度」といいます。）。

本株式報酬制度は、現行の非業績連動型株式報酬のみで構成される制度を、非業績連動型株式報酬と業績連動型株式報酬から構成される株式報酬制度（株式給付信託）へと改定するものであり、業績連動型株式報酬の算定指標については、資本効率性、株主さまとの価値共有、人的資本経営等の観点から、「ROE」「相対TSR」および「ワークエンゲージメントスコア」を用いる予定としております。本株式報酬制度は、本定時株主総会における第2号議案の承認決議を経た後に適用する予定です。

また、当社は、短期的な業績のみならず、中長期的な企業価値および株主価値の向上に対する意識を一層高めることが重要であるという考えのもと、本株式報酬制度への改定後の対象取締役の報酬の構成比率については、固定報酬：短期インセンティブ報酬（金銭）：長期インセンティブ報酬（株式）を、現状の70：15：15から60：15：25へと変更し、株式報酬の比率を引き上げる設計とすることといたしました。当該報酬構成比率については、日本国内における当社と同業の上場企業における取締役報酬の構成や水準等を参考としつつ、指名・報酬諮問委員会において検討し、取締役会で決議したものといたします。

当社としましては、当社の短期の業績と中長期的な企業価値の向上との連動を重視し、株主さまとの価値を共有できるバランスのとれた本株式報酬制度の役員報酬体系が、当社の企業価値の持続的な向上に資すると考えております。

なお、本株式報酬制度の詳細につきましては、当社が2026年2月10日に公表した「株式報酬制度の改定に関するお知らせ」(<https://www.yakult.co.jp/company/news/article.php?num=1820>) および同年5月12日に公表した「株式報酬制度の改定に伴う新たな株式報酬制度に関するお知らせ」(<https://www.yakult.co.jp/company/news/article.php?num=1846>) をご参照ください。

## 当社取締役会の意見

### ウ. 本議案の株式報酬を導入する必要がないと考える理由

本議案は、対象取締役に対する株式報酬に関して、ROEおよびTSR（株主総利回り）を含む業績連動型で、業績基準を満たす場合には、累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を3年で付与するように設計された譲渡制限付株式報酬（年額800百万円以内、発行または処分される普通株式の株式数 年30万株以内）の導入を求めるものです。

本議案に基づく譲渡制限付株式報酬制度が導入された場合、取締役の固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を3年間という短期間で付与することが可能となりますが、その結果、取締役に対して中長期的な安定成長を度外視した短期的な利益追求や、過度なリスクテイクを動機づけるおそれがあり、中長期的な企業価値向上を損なう可能性も否定できません。

また、本株式報酬制度においては、対象取締役の報酬の構成比率について、固定報酬：短期インセンティブ報酬（金銭）：長期インセンティブ報酬（株式）を、60：15：25へと変更するとともに、「ROE」や「相対TSR」を算定指標として採用しつつ、中長期的な企業価値向上に向けた適正なインセンティブとして機能するよう報酬体系全体のバランスに配慮した制度設計としており、対象取締役が株主さまと同一の目線を十分に共有できる仕組みとなっております。さらに、対象取締役の退任時まで継続保有させる制度設計としていることから、より中長期的な視点での株主価値の共有が可能であると考えております。

以上の理由から、当社取締役会は、**本議案に反対**いたします。

なお、本取締役会意見は、指名・報酬諮問委員会による審議および答申を踏まえ、取締役会で決議しております。

当社は今後も、企業価値向上に資する報酬制度に向けて、指名・報酬諮問委員会および取締役会において検討を進めてまいります。

## 第5号議案

# 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

### (1) 議案の要領

当社定款第12条（定時株主総会の基準日）を以下のとおり変更する。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年3月31日とする。 <u>2 新設</u>	(定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の 基準日は、毎年5月15日とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、必要がある場 合には、取締役会の決議によりあらかじめ公 告して基準日を定めることができる。</u>

### (2) 提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は3月31日とされており、株主総会の開催時期は会社法の定めにより6月末となります。他方、株主が議決権行使を判断するうえで重要な情報を含む有価証券報告書は、実務上、総会後または総会前日など開催日に極めて近接したタイミングでの開示にとどまらざるを得ません。その結果、投資家が内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させることは事実上困難であり、実質的な検討期間は確保されていないのが現状です。

有価証券報告書は、事業リスク、経営戦略、ガバナンス体制、報酬額とその決定方針、資本政策等、株主総会の重要議案の判断に不可欠な情報を網羅する法定開示書類です。これらの情報が総会直前ではなく、相応の時間的余裕をもって開示されることは、責任ある議決権行使の前提条件であると考えます。

議決権基準日を5月中旬へ変更することにより、会社は有価証券報告書および関連情報を総会に先立ち十分な期間をもって開示するスケジュールを設計することが可能となります。これにより、投資家、議決権行使助言機関およびアナリストが情報を精査し、その分析結果を各議案の賛否判断に適切に反映させる環境が整備されます。本提案は形式的な前倒しを求めるものではなく、実質的な情報提供の充実を図るための制度的基盤を整えるものです。

加えて、本変更は副次的効果として、これまで過度に集中してきた6月下旬の株主総会開催日の分散を促すことが期待されます。開催日の集中は、多くの株主が複数企業の総会に参加することを事実上困難にしてきました。総会日程の分散が進むことにより、株主がより多くの企業の総会に参加し、経営陣との直接対話や議論に参画できる機会が拡大します。これは株主の主体的関与を促進し、弊社が掲げる「株主民主主義」の実現にも資するものと考えます。

なお、本提案は決算期の変更を伴うものではなく、事業運営や会計処理に影響を与えるものでもありません。開示スケジュールの合理化を通じて、情報開示の質と市場との対話の実効性を高め、企業価値および資本市場の信頼性向上に資するものと考えます。

以上の理由により、本定款変更を提案いたします。

## 当社取締役会の意見

当社取締役会は、第5号議案に**反対**いたします。

本議案は、有価証券報告書（以下、「有報」といいます。）の開示から定時株主総会開催日まで相応の期間を確保することを目的に、当社の定時株主総会の議決権の基準日を、毎年3月31日から毎年5月15日へと変更することを提案するものです。

当社は、株主・投資家の皆さまへの情報開示の充実は重要であると認識しており、有報の開示時期の早期化を含め、情報開示の拡充に向けた対応を継続的に行っております。

現在、法務省に設置された法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会において、事業報告等と有報の開示の合理化を含む会社法制の見直しの検討が進められております。

また、配当基準日と議決権基準日を別の日に設定した場合、配当を受領する株主さまと議決権を行使する株主さまが一致しない状態が生じます。これに対応するためには、実務上の事務負担と金銭的負担の増加も見込まれます。

上記のような状況を踏まえ、当社としましては、株主の皆さまのご意見や会社法その他の関連法令の改正動向等を注視し、また、実務への影響も見極めながら適切な有報の開示のあり方について、引き続き検討してまいりたいと考えており、現時点では、定時株主総会の基準日は、現状どおりとすることが適切であると考えております。

以上の理由から、当社取締役会は、**本議案に反対**いたします。

当社は定時株主総会について、株主の皆さまとの建設的な対話や議論を行う重要な機会と考えており、以前から6月末の集中日を避けて開催しておりますが、今後も、建設的な対話を通じて、より充実した情報開示体制の実現に努めてまいります。

以上のとおり、当社取締役会は、本株主提案のすべての議案に反対いたします。

株主の皆さまには、本株主提案に係る議決権の行使について、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

当社は、引き続き株主・投資家の皆さまと建設的な対話を重ね、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

以 上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果等により、緩やかに回復しているものの、海外の景気動向による下振れリスクや、物価上昇等による影響に引き続き注意を要する状況で推移しました。

このような状況の中で、当社グループは、事業の根幹であるプロバイオティクスの啓発・普及活動を展開し、商品の優位性を訴求してきました。また、長期ビジョン「Yakult Group Global Vision 2030」に基づき、世界の人々の健康に貢献し続けるヘルスケアカンパニーを目指すとともに、中期経営計画（2025-2030）に立脚し、企業活動を推進することで、業績の向上に努めました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は486,425百万円（前期比2.7%減）となりました。利益面においては、営業利益は45,185百万円（前期比18.4%減）、経常利益は61,084百万円（前期比19.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は44,228百万円（前期比2.9%減）となりました。

連結売上高	486,425百万円	前期比 2.7%減
営業利益	45,185百万円	前期比 18.4%減
経常利益	61,084百万円	前期比 19.5%減
親会社株主に帰属する 当期純利益	44,228百万円	前期比 2.9%減

主な部門別の状況は、次のとおりであります。

### 飲料および食品製造販売事業部門（国内）

乳製品につきましては、当社独自の「乳酸菌 シロタ株」や「ビフィズス菌 BY株」などの科学性を広く普及するため、エビデンスに基づき、地域に根ざした「価値普及」活動を展開しました。

宅配チャンネルにおいては、乳製品乳酸菌飲料「Yakult（ヤクルト）1000」類を中心に、新規のお客さまづくりを実施するとともに、既存のお客さまへの継続飲用の促進を図りました。また、宅配組織の強化を図るため、ヤクルトレディの採用活動および働きやすい環境づくりを推進しました。

店頭チャンネルにおいては、乳製品乳酸菌飲料「Newヤクルト」類および「Y1000」類を中心に、各種キャンペーンを実施し、店頭での「価値普及」活動を重点的に行いました。

また、宅配・店頭の両チャンネルにおいて、昨年10月から創業90周年記念キャンペーンを実施し、売り上げの増大に努めました。

商品別では、乳製品乳酸菌飲料「Y1000 糖質オフ」を機能性表示食品として昨年4月に発売しました。また、店頭チャンネルで販売していた植物素材利用食品「豆乳の力 プレーン」および「豆乳の力 ブルーベリー」を、7月から宅配チャンネルにおいても販売を開始しました。さらに、「ヤクルト」ブランドが10月に「最大の乳酸飲料/乳酸菌飲料ブランド（最新年間売上2024年）」として「ギネス世界記録™」に認定されたこと等を記念して、11月から「Newヤクルト ピーチ味」を期間限定で発売しました。

一方、清涼飲料につきましては、原材料費の上昇および物流費・燃料費等の急激な高騰を受け、昨年4月および本年3月に一部商品の価格改定を実施しました。また、栄養ドリンク「タフマン」シリーズ等の健康飲料を中心に販売を強化するとともに、目・ひざ関節・肌に関する健康課題がある層をターゲットに、各課題に応じた機能性表示食品として、「ぎゅっとクロセチン」等3品を昨年4月に発売しました。

このような取り組みを中心に販売強化に努めたものの、競合商品の台頭や物価上昇等、厳しい市場環境の影響を受け、乳製品および清涼飲料ともに、前年を下回る実績で推移しました。

これらの結果、飲料および食品製造販売事業部門（国内）の連結売上高は、229,604百万円（前期比5.5%減）となりました。

## 飲料および食品製造販売事業部門（海外）

海外につきましては、1964年3月の台湾ヤクルト株式会社の営業開始をかわきりに、現在26の事業所、1つの研究所および1つのR&Dセンターを中心に、39の国と地域で主として乳製品乳酸菌飲料「ヤクルト」の製造、販売等を行っており、本年3月の一日あたり平均販売本数は約2,960万本となっています。

なお、R&Dセンターについては、各国における法規制や多様な消費者ニーズへ対応するため、グローバルなR&D体制の構築を目指し、オランダにおいて、「Yakult European R&D Center B.V.」を昨年9月に設立しました。

アジア・オセアニア地域では、中国において、昨年4月に「ヤクルト マスカット風味」を発売し、同商品を中心に販売促進策を実施した結果、実績は好調に推移しました。また、事業再編成の一環として、11月に広州ヤクルト株式会社の広州第一工場を閉鎖し、その製造機能の一部を広州第二工場および佛山工場に移管することで、経営資源の効率化を図りました。さらに、インドネシアにおいては、6月に「ヤクルト マンゴー風味」を発売し、実績の回復に努めました。

米州地域では、米国において、取引店舗数の増加等に努めた結果、実績は好調に推移しました。さらに、ブラジルにおいては、昨年9月に「ヤクルト ピーチ風味」を、メキシコにおいては、「ヤクルト マスカット風味」をそれぞれ発売し、売り上げの増大に努めました。

ヨーロッパ地域では、オランダにおいて、本年2月に、植物素材である豆乳を利用した機能性飲料「Yakult Vitals」をヨーロッパ地域独自のブランドとして発売しました。

これらの結果、飲料および食品製造販売事業部門（海外）の連結売上高は240,024百万円（前期比0.5%増）となりました。

## その他事業部門

その他事業部門には、化粧品の製造販売およびプロ野球興行などがあります。

化粧品につきましては、当社が創業以来培ってきた乳酸菌研究から生まれたオリジナル保湿成分「S.E.（シロタエッセンス）」の「価値普及」活動に重点をおき、お客さまの「内外美容」の実現と化粧品愛用者数の増大に努めました。

具体的には、基礎化粧品「ラクトデュウ」シリーズから、昨年10月に「ラクトデュウ S.E. マスク」を発売するとともに、高機能基礎化粧品「パラビオ」シリーズから、12月および本年2月にベースメイク3品をリニューアル発売しました。

その結果、化粧品全体としては、ほぼ前期並みの実績となりました。

プロ野球興行につきましては、各種イベントやさまざまな情報発信を行うなど、積極的なファンサービスに取り組んだ結果、入場者数が増加しました。

これらの結果、その他事業部門の連結売上高は28,412百万円（前期比3.4%減）となりました。

#### 事業部門別売上高

区 分	第 73 期 (2024.4.1~2025.3.31)	第 74 期 (当連結会計年度) (2025.4.1~2026.3.31)	増	減
			金 額	前 期 比
国 内	242,984百万円	229,604百万円	△13,379百万円	5.5%減
海 外	238,757百万円	240,024百万円	1,267百万円	0.5%増
飲料および食品 製造販売事業部門計	481,741百万円	469,629百万円	△12,111百万円	2.5%減
その他事業部門	29,423百万円	28,412百万円	△ 1,010百万円	3.4%減
(調整額)	△ 11,481百万円	△ 11,617百万円	△ 135百万円	—
合 計	499,683百万円	486,425百万円	△13,257百万円	2.7%減

(注) 「調整額」は、事業部門間売上高の消去金額です。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、生産設備の新設・増設を中心に総額80,809百万円となっています。

当連結会計年度の主な設備投資は、アメリカヤクルト株式会社の第2工場の建設および株式会社千葉ヤクルト工場の新工場建設があります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資または社債の発行などによる資金の調達は行っていません。

#### (4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

#### (5) 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、国内の人口減少や物価上昇等による市場の伸び悩み、お客さまのニーズの多様化や品質、環境問題に対する意識の高まりなど、刻々と変化を続けています。

このような環境のもと、当社グループは引き続き、創業当初から提唱する「予防医学」「健腸長寿」の考え方にに基づき、お客さまの健康づくりに役立ち、社会の健康課題の解決に寄与する商品やサービスを提供します。そして、長期ビジョン「Yakult Group Global Vision 2030」に基づき、世界の人々の健康に貢献し続けるヘルスケアカンパニーを目指すとともに、中期経営計画（2025-2030）に立脚し、企業活動を推進します。推進にあたっては、「研究開発・技術力」と「当社グループ独自の宅配システム」に加え、グローバルな事業展開により培った強みを活かすとともに、他社とも協業することで、事業領域の拡大に向けた取り組みを進めていきます。

なお、昨今の国際情勢の変化に伴い、各種原材料調達への影響が懸念されていますが、当社グループといたしましては、今後も安全・安心な商品を安定的に提供できるよう適切に対応してまいります。

各事業部門の対処すべき課題は、次のとおりであります。

#### 飲料および食品製造販売事業部門（国内）

近年、プロバイオティクス商品の摂取が健康習慣の一つとなりつつありますが、競合商品の台頭や物価上昇等により、市場環境は厳しい状況となっています。当社においては、お客さまからの支持を獲得するという課題に対し、「ヤクルト」シリーズを中心に、各種施策を推進します。

宅配チャネルにおいては、新規のお客さまづくりの推進および既存のお客さまへの継続飲用の促進により、売り上げの増大を目指します。あわせて、ヤクルトレディの採用活動および働きやすい環境づくりを推進し、宅配組織の強化を図ります。

店頭チャネルにおいては、マーケットごとの特性や顧客ニーズを踏まえた施策を推進するとともに、店頭での「価値普及」活動を重点的に行うことで、売り上げの増大を目指します。

## 飲料および食品製造販売事業部門（海外）

近年、世界的にプロバイオティクスへの関心が高まる中、各国において競合商品の参入が進み、市場競争は一層激化しています。当社においては、海外事業の実績拡大および収益性の向上という課題に対し、既進出国・地域における市場深耕と事業基盤の強化に取り組みます。あわせて、短期的な実績拡大を図る施策と中長期的な成長を持続的に実現するための施策を計画的に推進します。

具体的には、各国・地域の消費者ニーズや嗜好を踏まえた商品の開発・導入を進めることで、幅広い層への「乳酸菌 シロタ株」の価値の浸透を図ります。また、人材の確保・育成を進めることで、販売体制の強化を図ります。さらに、各国・地域の市場特性を踏まえ、ECをはじめとする新たな販売チャネルの開拓を推進することで、お客さまへの販売機会の拡大を図ります。

## その他事業部門

化粧品につきましては、競合商品の台頭や物価上昇等により、市場環境は厳しい状況となっています。当社においては、愛用者数の増大および継続利用の促進という課題に対し、引き続き乳酸菌はっ酵エキスを核とした化粧品の展開を推進していきます。

国内においては、訪問販売において、ヤクルト独自の組織体制等を通じて当社化粧品を紹介し、愛用者数の増大を図ります。また、通信販売および店頭販売においては、訪問販売で接点を持つことができないお客さまに向けてアプローチを行います。

海外においては、当社化粧品のさらなる認知向上や接点拡大を図るとともに、販路拡大等を行うことで、売り上げの増大を目指します。

プロ野球興行につきましては、ファンの皆さまの期待に応えられるようチーム力の強化に取り組むとともに、各種ファンサービスの充実を図っていきます。

### <サステナビリティに関する取り組み>

当社グループは、長期ビジョン「Yakult Group Global Vision 2030」の実現に向け、優先的に取り組むべき12のマテリアリティ（重要課題）を特定し、事業領域における課題に加えて、社会・環境課題の解決に向けた施策を推進しています。そのうち環境面では、長期目標「環境ビジョン2050」達成に向けたマイルストーンとして「環境目標2030」を設定し、4つのマテリアリティ「気候変動の緩和と適応」「持続可能なプラスチック容器包装の推進」「持続可能な水資源管理」「生物多様性の保全」に基づき、各種取り組みを進めています。

さらに、当社グループは、引き続きコンプライアンス経営を推進するとともに、従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する健康経営の推進に積極的に取り組んでいます。社内に健康経営の推進専門組織を設け、各種取り組みを進めており、当社は、「健康経営優良法人（大規模法人部門）～ホワイト500～」に9年連続で認定されています。あわせて、当社は、さまざまな人材育成プログラムをとおして、人的資本に投資を行うとともに、女性の管理職への積極的な登用や男性の育児休業取得の促進等をとおして、ダイバーシティを推進しています。

（ご参考）

・長期ビジョン「Yakult Group Global Vision 2030」

[https://www.yakult.co.jp/company/ir/management/plan/pdf/Yakult\\_Group\\_Global\\_Vision\\_2030.pdf](https://www.yakult.co.jp/company/ir/management/plan/pdf/Yakult_Group_Global_Vision_2030.pdf)



・中期経営計画（2025-2030）

[https://www.yakult.co.jp/company/ir/library/pdf/Medium-term\\_Management\\_Plan\\_2025\\_2030.pdf](https://www.yakult.co.jp/company/ir/library/pdf/Medium-term_Management_Plan_2025_2030.pdf)



・マテリアリティ（重要課題）

<https://www.yakult.co.jp/company/sustainability/materiality/>



今後につきましても、企業の社会的責任や株主の皆さまへの説明責任を果たしつつ、企業理念である「私たちは、生命科学の追究を基盤として、世界の人々の健康で楽しい生活づくりに貢献します。」の実現に向けて、コーポレートスローガン「人も地球も健康に」のもと、地球環境全体の健康を視野に入れ、すべての企業活動を通じて、良き企業市民として歩んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 71 期 (2022.4.1~2023.3.31)	第 72 期 (2023.4.1~2024.3.31)	第 73 期 (2024.4.1~2025.3.31)	第 74 期 (当連結会計年度) (2025.4.1~2026.3.31)
売上高	483,071百万円	503,079百万円	499,683百万円	486,425百万円
営業利益	66,068百万円	63,399百万円	55,391百万円	45,185百万円
経常利益	77,970百万円	79,300百万円	75,860百万円	61,084百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	50,641百万円	51,006百万円	45,533百万円	44,228百万円
1株当たり 当期純利益	162.09円	164.52円	150.48円	150.72円
総資産	749,419百万円	833,286百万円	864,317百万円	912,578百万円
純資産	545,496百万円	605,946百万円	629,515百万円	654,321百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しています。  
 2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づき算出しています。  
 3. 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第71期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しています。

## (7) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東京ヤクルト販売株式会社	300百万円	100.0%	ヤクルト類などの販売
株式会社岡山和気ヤクルト工場	98百万円	100.0%	ヤクルト類のボトリング
ヤクルト商事株式会社	30百万円	72.5%	ヤクルト類の販売用資機材などの販売
株式会社ヤクルトマテリアル	50百万円	100.0%	香料などの製造販売
ヤクルトヘルスフーズ株式会社	99百万円	100.0%	保健機能食品、健康補助食品などの製造販売
ヤクルトロジスティクス株式会社	10百万円	100.0%	ヤクルト類などの輸送
株式会社ヤクルト球団	495百万円	80.0%	プロ野球の興行
中国ヤクルト株式会社	1,491百万円	100.0%	ヤクルト類の製造販売

(注) ヤクルト商事(株)に対する当社の出資比率には、当社の子会社を通じての間接所有分15.9%が含まれています。

## (8) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、以下の内容を主な事業としています。

飲料および食品製造販売事業部門	乳製品乳酸菌飲料、はっ酵乳、清涼飲料、麺類、健康食品
その他事業部門	化粧品の製造販売、プロ野球興行

## (9) 主要な営業所および工場（2026年3月31日現在）

### ① 当社

本 店	東京都港区海岸1丁目10番30号
営 業 所	北海道支店（北海道札幌市）、東日本支店（東京都港区）、 首都圏支店（東京都港区）、中日本支店（大阪府大阪市）、 西日本支店（福岡県福岡市）
工 場	福島工場（福島県福島市）、茨城工場（茨城県猿島郡）、 湘南化粧品工場（神奈川県藤沢市）、富士裾野工場（静岡県裾野市）、 兵庫三木工場（兵庫県三木市）、佐賀工場（佐賀県神埼市）
研 究 所	中央研究所（東京都国立市）

### ② 子会社

区 分	子 会 社 名	
国 内	東京ヤクルト販売株式会社（東京都台東区）、 株式会社岡山和気ヤクルト工場（岡山県和気郡）、 ヤクルト商事株式会社（東京都港区）、 株式会社ヤクルトマテリアル（東京都港区）、 ヤクルトヘルスフーズ株式会社（大分県豊後高田市）、 ヤクルトロジスティクス株式会社（東京都八王子市）、 株式会社ヤクルト球団（東京都港区）	
海外	アジア・オセアニア	香港ヤクルト株式会社、シンガポールヤクルト株式会社、 インドネシアヤクルト株式会社、オーストラリアヤクルト株式会社、 マレーシアヤクルト株式会社、中国ヤクルト株式会社、 広州ヤクルト株式会社、天津ヤクルト株式会社、 無錫ヤクルト株式会社、インドヤクルト・ダノン株式会社、 ベトナムヤクルト株式会社、 中東ヤクルト販売株式会社（アラブ首長国連邦）、 ミャンマーヤクルト株式会社
	米 州	ブラジルヤクルト商工株式会社、メキシコヤクルト株式会社、 アメリカヤクルト株式会社
	ヨーロッパ	ヨーロッパヤクルト株式会社（オランダ）、オランダヤクルト販売株式会社、 ベルギーヤクルト販売株式会社、イギリスヤクルト販売株式会社、 ドイツヤクルト販売株式会社、イタリアヤクルト販売株式会社

上表の他、国内子会社は35社（計42社）、海外子会社はヤクルト本社ヨーロッパ研究所（ベルギー）など6社（計28社）

## (10) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比較増減
飲料および食品製造販売事業部門 (国内)	7,209名	122名増
飲料および食品製造販売事業部門 (海外)	21,464名	269名増
そ の 他 事 業 部 門	682名	64名減
総 務 ・ 経 理 等 の 管 理 部 門	263名	37名増
合 計	29,618名	364名増

(注) 従業員数が前期末と比較して364名増加した主な理由は、海外子会社における従業員数が増加したことによるものです。

### ② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	2,090名	10名増	42歳7か月	18年7か月
女 性	822名	43名増	39歳5か月	15年4か月
合計または平均	2,912名	53名増	41歳8か月	17年8か月

(注) 上表従業員数には、出向者413名および嘱託145名を含みます。

## (11) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	63,198百万円

## 2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,300,000,000株  
(2) 発行済株式総数 308,285,236株 (自己株式16,180,948株を含む)  
(3) 株主数 175,348名  
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	31,942千株	10.9%
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	12,984千株	4.4%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託みずほ銀行口	9,914千株	3.4%
共 進 会	8,003千株	2.7%
松 尚 株 式 会 社	6,835千株	2.3%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	5,467千株	1.9%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019	5,100千株	1.7%
株 式 会 社 シ テ ィ イ ン デ ッ ク ス イ レ ブ ン ス	4,711千株	1.6%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	3,889千株	1.3%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505301	3,498千株	1.2%

- (注) 1. 上表は、当社株主名簿に基づき作成しています。  
2. 当社は、自己株式16,180,948株を保有していますが、上表から除いています。  
3. 持株比率は、自己株式16,180,948株を控除して計算しています。  
4. みずほ信託銀行(株)退職給付信託みずほ銀行口の持株数9,914千株は、(株)みずほ銀行が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものです。  
5. 共進会は、当社の取引先であるヤクルト販売会社会員とする持株会です。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者
取 締 役 (社外取締役および非常勤取締役を除く)	28,825株	7名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.会社役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しています。

## (6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、会社法第459条第1項および当社定款第36条の規定により、株主還元方針に基づき、資本効率の向上と株主還元の強化を目指し、機動的な資本政策の遂行を図るため、取締役会決議に基づき、(株)東京証券取引所における市場買付けにより、以下のとおり、自己株式を取得しました。
- (ア) 2025年2月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式取得
- (A) 取得した株式の総数 : 10,105千株(内、当事業年度中の取得分: 5,080千株)
  - (B) 株式の取得価額の総額: 約300億円(内、当事業年度中の取得分: 約150億円)
  - (C) 取得期間: 2025年2月17日から2025年6月13日まで
- (イ) 2026年2月10日開催の取締役会決議に基づく自己株式取得
- (A) 取得した株式の総数 : 1,144千株
  - (B) 株式の取得価額の総額: 約30億円
  - (C) 取得期間: 2026年2月12日から2026年3月6日まで
- (ご参考)2026年2月10日開催の取締役会における自己株式取得に関する決議内容
- ・取得し得る株式の総数: 7,500千株 (上限)  
(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合2.56%)
  - ・株式の取得価額の総額: 150億円 (上限)
  - ・取得期間: 2026年2月12日から2026年6月18日まで
- ※同日開催の取締役会において、上記取得期間にて取得する自己株式全数を、2026年6月30日に消却予定であることをあわせて決議しています。
- ② 当社は、会社法第178条の規定により、資本効率を高め、株主価値の一層の向上を図るため、取締役会決議に基づき、以下のとおり、自己株式を消却しました。
- (ア) 2025年2月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式消却
- (A) 消却した株式の総数: 10,105,600株
  - (B) 消却日: 2025年6月30日
- (イ) 2026年2月10日開催の取締役会決議に基づく自己株式消却
- (A) 消却した株式の総数: 23,700,000株
  - (B) 消却日: 2026年2月27日

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	成 田 裕	(株)ヤクルト球団取締役オーナー 一般社団法人全国発酵乳酸菌飲料協会会長
取締役 専務執行役員	星 子 秀 章	管理本部長
取締役 専務執行役員	鈴 木 康 之	生産本部長 国際業務部 (海外工場担当)
取締役 常務執行役員	島 田 淳 一	国際事業本部長 香港ヤクルト(株)董事長 アメリカヤクルト(株)代表取締役会長 ヨーロッパヤクルト(株)代表取締役会長
取締役 常務執行役員	渡 辺 秀 一	経理部、ヘルスケア事業推進部、医薬品部
取締役 常務執行役員	川 畑 裕 之	経営サポート本部長
取締役 常務執行役員	岸 本 明	食品事業本部長
取 締 役	戸 部 直 子	弁護士
取 締 役	永 沢 裕 美 子	フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 世話人 (株)山口フィナンシャルグループ社外取締役 (監査等委員) ジーエルテクノホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	阿 久 津 聡	一橋大学大学院経営管理研究科教授 (株)シンカ社外取締役
取 締 役	マシュー・ディグビー	弁護士
取 締 役	福 澤 俊 彦	中央日本土地建物(株)特別顧問
取 締 役	大 隅 毅	澁澤倉庫(株)代表取締役社長 社長執行役員
取 締 役	内 藤 学	水戸ヤクルト販売(株)代表取締役社長

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	川 名 秀 幸	
監 査 役	町 田 恵 美	公認会計士
監 査 役	大 河 内 公 一	
監 査 役	北 村 聡 子	弁護士 (株)さくらさくプラス社外取締役 キャリアリンク(株)社外取締役 全国共済農業協同組合連合会監事
監 査 役	小 野 塚 善 昭	大阪東部ヤクルト販売(株)代表取締役社長

- (注) 1. 取締役のうち、戸部直子、永沢裕美子、阿久津聡、マシュー・ディグビー、福澤俊彦および大隅毅の6氏は、会社法に定める社外取締役です。
2. 監査役のうち、町田恵美、大河内公一および北村聡子の3氏は、会社法に定める社外監査役です。
3. 監査役のうち、町田恵美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 監査役のうち、大河内公一氏は、長年にわたる経理部門での経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
5. 当社は、戸部直子、永沢裕美子、阿久津聡、マシュー・ディグビー、福澤俊彦、大隅毅、町田恵美、大河内公一および北村聡子の9氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
6. 2025年6月25日開催の第73回定時株主総会において、新たに岸本明および大隅毅の両氏が取締役に選任され、就任しました。
7. 2025年6月25日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、平野宏一および榎良昌利の両氏は、任期満了により取締役に退任しました。

8. 当事業年度における役員の「地位」および「担当」の変更は、次のとおりです。

氏名	内容	変更後	変更前	変更年月日
鈴木康之		取締役 専務執行役員 生産本部長 国際業務部（海外工場担当）	取締役 常務執行役員 生産本部長 国際業務部（海外工場担当）	2025年4月1日
渡辺秀一		取締役 常務執行役員 経理部、ヘルスケア事業推進部、医薬品部	取締役 常務執行役員 医薬品事業本部長 経理部	2025年4月1日

9. 2026年4月1日付の役員の「地位」および「担当」の変更は、次のとおりです。

氏名	内容	変更後	変更前	変更年月日
鈴木康之		取締役	取締役 専務執行役員 生産本部長 国際業務部（海外工場担当）	2026年4月1日
島田淳一		取締役 専務執行役員 国際事業本部長	取締役 常務執行役員 国際事業本部長	2026年4月1日
川畑裕之		取締役 専務執行役員 経営サポート本部長	取締役 常務執行役員 経営サポート本部長	2026年4月1日

10. 2026年4月1日付の役員の「重要な兼職」の変更は、次のとおりです。

氏名	内容	変更後	変更前	変更年月日
渡辺秀一		ヤクルト商事(株)代表取締役社長		2026年4月1日

11. 当社は、執行役員制度を導入しています。  
 なお、2026年4月1日現在の取締役兼務者以外の執行役員は、次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	長 岡 正 人	中央研究所長 ヨーロッパ研究所、ヘルスケア事業推進部
常務執行役員	永 岡 裕 明	管理副本部長 人事部、経理部、業務部
常務執行役員	夏 目 裕 裕	サステナビリティ推進部、食品品質保証室、広報部、 広告部、直販営業部
常務執行役員	清 野 正 和	生産副本部長 国際業務部（海外工場担当）
執行役員	梅 原 紀 幸	広州ヤクルト(株)、中国ヤクルト(株)
執行役員	長 南 治 治	中央研究所、サステナビリティ推進部、広報部（学術 担当）、国際業務部(学術担当)
執行役員	志 田 寛 寛	中央研究所、開発研究部、開発部、化粧品部、湘南化 粧品工場
執行役員	植 草 俊 一	国際業務部、国際事業推進部
執行役員	改 谷 正 貴	総務部、情報システム部、法務部
執行役員	西 川 賢 賢	研究開発副本部長
執行役員	山 本 幹 幹	経営企画部、ヘルスケア事業推進部、販売会社経営ソ リューション部、直販営業部
執行役員	小 町 直 樹	化粧品事業副本部長 業務部、宅配営業部
執行役員	河 合 光 久	中央研究所、開発研究部、開発部、グローバルR&D体 制推進チーム
執行役員	大 後 忠 忠	経理部、経営企画部
執行役員	中 野 健 健	東日本支店長 販売会社事業創造プロジェクトチーム、広告部
執行役員	増 田 智 之	開発部、開発研究部
執行役員	塚 越 潤 潤	人事部、人材開発センター
執行役員	渡 邊 雅 也	中国ヤクルト(株)
執行役員	松 本 正 俊	西日本支店長
執行役員	久 保 昭 弘	生産管理部、調達部、物流統括部

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額です。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社の役員および執行役員（既に退任している者を含む）が業務遂行に起因して損害賠償請求を受けた場合における争訟費用と損害賠償金について、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しています。

### (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、報酬等に係る事項について、委員の過半数および委員長が独立社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」の答申をふまえ、取締役会で決議することとしています。（指名・報酬諮問委員会については、2025年度は5回開催しました。）

2025年2月14日開催の取締役会において決議された、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の概要は、次のとおりです。

<固定報酬、業績連動報酬（短期インセンティブ（金銭）、株式報酬（長期インセンティブ（株式））>

#### (ア) 対象者

##### (A) 固定報酬

取締役全員

##### (B) 業績連動報酬

当該事業年度末に在籍する取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）

##### (C) 株式報酬

支給時に在籍する取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）

#### (イ) 各報酬の算定方法の決定方針

##### (A) 固定報酬

限度額の範囲内のもと、個々の取締役の職責、当該年度の業績、従事者の給与水準や社会情勢などの内外環境を総合的に勘案し決定することを基本方針とします。

##### (B) 業績連動報酬

業績連動報酬の算定指標として、事業活動の源泉であり企業規模やその成長性を計る「連結売上高」、事業活動の収益性や効率性を計る「連結営業利益」に加え、

当社事業の原点である「代田イズム」の実現度合いのバロメーターとなる「連結乳本数」を使用するものとします。また、業績連動部分は0%~150%の範囲内で変動するものとして設定します。

なお、業績連動報酬額は、連結営業利益の前年比が70%を下回った場合は、支給しないものとします。

(C) 株式報酬

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、職責等に応じて譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給します。

譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までとします。

(ウ) 報酬の種類別の割合

適正なインセンティブとして機能するよう、下記の割合を基準として報酬を構成します。

(A) 固定報酬 : (B) 業績連動報酬 : (C) 株式報酬 = 70 : 15 : 15 (%)

※社外取締役および非常勤取締役は、(A) 固定報酬のみ

(エ) 報酬の支給時期または条件の決定に関する方針

(A) 固定報酬 毎月支給

(B) 業績連動報酬 前年度の業績結果に対するインセンティブ報酬のため、算定期間となる事業年度終了後に一時金として支給

(C) 株式報酬 今後の企業価値向上に対するインセンティブ報酬のため、株主総会における取締役選任後、取締役任期分を支給

※ (A) 固定報酬および (B) 業績連動報酬の限度額は、2008年6月25日開催の第56回定時株主総会において定めた年額1,000百万円

※ (C) 株式報酬の限度額および限度株数は、2023年6月21日開催の第71回定時株主総会において定めた年額300百万円および15万株（当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。限度株数については、当該株式分割による調整後の株式数を記載しています。）

これらの方針および報酬の算定方法、個人別報酬等は、委員の過半数が独立社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」で審議のうえ、取締役会で決議するものとします。ただし、(A) 固定報酬および (B) 業績連動報酬に関する個人別の報酬額については、取締役会の委任を受けて「指名・報酬諮問委員会」で決定するものとします。

(ご参考)

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、2026年6月24日開催予定の定時株主総会における、第2号議案「取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。）に対する株式報酬制度改定の件」が承認可決された場合、当該議案内に記載の決定方針とする予定です。

## ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額については、2008年6月25日開催の第56回定時株主総会において、年額1,000百万円とすることを決議しています（使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は26名（うち社外取締役は4名）です。また、当該金銭報酬枠とは別枠として、2023年6月21日開催の第71回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額300百万円以内、株式の上限を年15万株（当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。限度株数については、当該株式分割による調整後の株式数を記載しています。）とすることを決議しています（使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まない、社外取締役および非常勤取締役を除く。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（社外取締役および非常勤取締役を除く。）です。

監査役の金銭報酬の額は、2023年6月21日開催の第71回定時株主総会において、年額200百万円以内とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

## ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、前述の決定方針に記載のとおり、(A) 固定報酬および (B) 業績連動報酬について、取締役会の委任決議に基づき、「指名・報酬諮問委員会」が具体的な取締役の個人別の報酬額を決定しております。取締役会がこの権限を委任した理由は、委員の過半数が独立社外取締役で構成される取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」に委任することで、報酬等の決定に関する手続きの透明性・客観性を確保するためです。

また、これらの手続きを経て取締役の報酬額が決定されていることから、取締役会は、「指名・報酬諮問委員会」が決定した取締役の個人別の報酬等の内容が前述の決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、委任決議時点（2025年6月25日）における「指名・報酬諮問委員会」の委員は、成田裕代表取締役社長 社長執行役員、星子秀章取締役 専務執行役員、独立社外取締役である福澤俊彦氏（委員長）、戸部直子氏、大隅毅氏の計5名です。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	659 (83)	507 (83)	69 (一)	83 (一)	16 (6)
監査役 (うち社外監査役)	104 (43)	104 (43)	—	—	5 (3)

- (注) 1. 上記の支給人員には、第73回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれています。  
 2. 上記「業績連動報酬等」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しています。  
 3. 上記「非金銭報酬等」は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した金額を記載しています。  
 4. 業績連動報酬の算定指標である「連結売上高」、「連結営業利益」および「連結乳本数」の当連結会計年度の実績は、486,425百万円、45,185百万円および2,897万本/日です。

## (5) 社外取締役および社外監査役に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係および当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況	取締役会への出席状況
社外取締役	戸部直子	該当事項はありません。	主に弁護士の資格を有する者としての専門的見地から発言を適宜行っています。	10回/10回 (100%)
	永沢裕美子	同氏が世話人を務めるフォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）と当社との間には特別の関係はありません。また、同氏が社外取締役（監査等委員）を務める(株)山口フィナンシャルグループおよびジーエルテクノホールディングス(株)と当社との間には特別の関係はありません。	主に金融に関する専門的見地等に基づいた発言を適宜行っています。	10回/10回 (100%)

区分	氏名	重要な兼職先と 当社との関係	当事業年度における 主な活動状況	取締役会への 出席状況
社外 取締役	阿久津 聡	同氏が教授を務める一橋大学と当社との間には特別の関係はありません。また、同氏が社外取締役を務める(株)シンカと当社との間には特別の関係はありません。	主にマーケティングに関する専門的見地等に基づいた発言を適宜行っています。	10回/10回 (100%)
	マシュー・ディグビー	該当事項はありません。	主に弁護士の資格を有する者としての専門的見地等から発言を適宜行っています。	10回/10回 (100%)
	福澤 俊彦	同氏が特別顧問を務める中央日本土地建物(株)と当社との間には特別の関係はありません。	主に企業経営に関する専門的見地等に基づいた発言を適宜行っています。	10回/10回 (100%)
	大隅 毅	同氏が代表取締役社長 社長執行役員を務める澁澤倉庫(株)と当社との間には特別の関係はありません。	主に企業経営に関する専門的見地等に基づいた発言を適宜行っています。	7回/8回 (88%)

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況	取締役会への出席状況
				監査役会への出席状況
社外 監査役	町田 恵美	該当事項はありません。	主に公認会計士の資格を有する者としての専門的見地から発言を適宜行っています。	10回/10回 (100%)
	大河内 公一	該当事項はありません。	主に財務会計に関する専門的見地等に基づいた発言を適宜行っています。	10回/10回 (100%)
	北村 聡子	同氏が監事を務める全国共済農業協同組合連合会と当社との間には特別の関係はありません。また、同氏が社外取締役を務める(株)さくらさくプラス、キャリアリンク(株)と当社との間には特別の関係はありません。	主に弁護士の資格を有する者としての専門的見地から発言を適宜行っています。	10回/10回 (100%)

- (注) 1. 大隅毅氏は、2025年6月25日開催の第73回定時株主総会において新たに選任され、就任したため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。
2. 当事業年度において、上記の社外取締役6名は、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要として、取締役会における発言をはじめ、取締役会の実効性の分析・評価や経営陣との意見交換の場をとおして、それぞれの専門的見地から経営全般に関する助言・提言を行いました。

- ② 取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」「サステナビリティ諮問委員会」について  
 当社では、取締役の指名・報酬に係る事項については、独立社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬諮問委員会」を2021年に設置し、当該委員会の適切な関与・助言を得たうえで、取締役会で決議することとしています。独立社外取締役である福澤俊彦（委員長）、戸部直子および大隅毅の3氏が「指名・報酬諮問委員会」の委員を務めています（2026年3月末時点）。
- また、「サステナビリティ諮問委員会」を2024年4月に設置し、環境・社会課題等の解決に向け、サステナビリティに関する基本戦略、対策・対応について審議しています。独立社外取締役である永沢裕美子、阿久津聡およびマシュー・ディグビーの3氏が「サステナビリティ諮問委員会」の委員を務めています（2026年3月末時点）。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	138百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	159百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けただうえで、会計監査人の前期の会計監査の職務遂行状況、当期の監査計画の内容、報酬見積もりの算定根拠について、確認し審議した結果、これらについて相当であると判断したため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
3. 当社子会社で、海外の子会社（26社）については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けています。
4. 会計監査人監査の対象となる国内子会社（1社）についても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっています。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「リースに関する会計基準」の導入に係る助言業務等の対価を支払っています。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任します。

## 5 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則により、大会社である取締役会設置会社に義務づけられた内部統制システムの整備について、2006年5月19日開催の取締役会において決議しています。また、この決議内容については、社内外の環境変化などに応じて、適宜見直しを行っており、現在の決議内容は次のとおりです。

当社は「私たちは、生命科学の追究を基盤として、世界の人々の健康で楽しい生活づくりに貢献します」という企業理念のもとで事業活動を推進していくものであり、そのために広く社会から信頼される企業として、内部統制機能の強化・充実を重視した経営を実践していくことが重要であると考えています。

この考え方に基づき、内部統制システムの整備状況に関する当社の現状をあらためて確認したうえで、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり決議しています。

なお、本決議内容は法令の改正・社内外の環境変化などに応じて、適宜見直しを行い、内部統制システムの更なる強化・充実を図っていきます。

- ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 当社は、役員および従事者が、企業活動を正しく行うための規範として「ヤクルト倫理綱領・行動規準」を制定し、対象者全員にこれを配布して内容の周知徹底を図るとともに、コンプライアンスに関する社内研修を継続的に実施しています。
  - ・ また、社外の有識者をメンバーとする「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、当社のコンプライアンス体制の整備に関する助言を受けています。
  - ・ さらに、会社が自ら法令違反を発見して改善する自浄作用を機能させることを目的として内部通報制度を設置しています。
  - ・ 加えて、当社は企業活動に脅威を与える反社会的勢力との関係を断固として遮断、拒絶します。警察など関係機関と平素から緊密な連携を保つとともに、社外の有識者を主たる委員とする「企業倫理委員会」により取引の監視にも努め、反社会的勢力からの不当要求に対しては組織をあげて立ち向かい、あらゆる法的対応をとります。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・ 株主総会および取締役会などの議事録については、法令に基づき、適切に保存しています。
  - ・ また、「文書取扱規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存することとしています。
  - ・ 取締役および監査役は、常時、これらの議事録・文書等を閲覧できるものとしています。
  - ・ さらに、「文書取扱規程」の中では機密保持についても規定し、情報漏洩防止のための措置をとっています。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は管理本部が中心となり、各部署に関わる業務に付随するリスク管理は当該部署が行うこととしています。
  - ・ また、突発的に発生する危機に対応するため、社長や本部長が、危機的事項の内容に応じて設置される各種対策本部の本部長に就任することなどを規定した「危機管理規程」を定めています。
  - ・ さらに、お客さまへの安全な商品提供と品質保証体制の確立を目的に「品質保証委員会」を設置・開催し、かつ、食品の品質保証に関わる全社的な統括業務を行う独立した専門部署として「食品品質保証室」を設置しています。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、執行役員制度の導入により、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を図るとともに業務執行責任を明確化し、それぞれの機能の効率性を高めています。
  - ・ また、会社の意思決定方法を「決裁規程」に定めて、重要性に応じた意思決定を行うとともに、原則として毎週開催する経営政策審議会および執行役員会を設置して、意思決定の迅速化を図っています。
  - ・ さらに、業務の効率的な遂行を図ることを目的として、会社の組織機構やその運営基準を、「組織規程」および「業務分掌表」に規定しています。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 子会社については、原則として当社の役員や社員を、当該子会社の役員として派遣することによって業務の適正と効率的な執行の確保に努めています。
  - ・ また、子会社および関連会社に対して、事前の稟議承認や報告を求める事項などについて「関係会社管理規程」および「海外事業所管理規程」の中で定めているほか、当社の内部監査部門（監査部）による監査も実施しています。
  - ・ さらに、中期経営計画において、グループ全体の目標値の設定や経営戦略を示すとともに、当社内に子会社の管理部署を設置して支援体制を敷くことや、子会社向けの研修などを実施することで、グループ全体の業務の適正を確保しているほか、「危機管理規程」において、グループ全体における突発的に発生する危機への対応を定めています。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役専従のスタッフとして、会社の業務に精通し、監査役の職務を適切に補助できる社員を配置しています。組織上、内部監査部門である「監査部」とは独立した「監査役付」という立場で、直接監査役の指揮命令下で業務を行います。
- ⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役専従のスタッフの取締役からの独立性と指示の実効性を確保するため、当該スタッフは組織上、いずれの部署にも所属せず、取締役の指揮命令下には属しない立場となっています。
  - ・ また、その独立性を尊重するため、当該スタッフの人事考課は常勤監査役が直接行うこととしています。
- ⑧ 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役会のほか重要な会議に出席し、随時その議事録を閲覧するほか、重要な稟議については、監査役による確認が行われており、その内容を把握できるシステムとなっています。
  - ・ また、当社および子会社に対する内部監査結果についても常に報告がなされています。
  - ・ さらに、「取締役に事業の報告を求め、必要に応じて関係部署、子会社などに報告を求める」旨を「監査役監査規程」に明記しています。
- ⑨ 監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社の監査役に報告を行った当社および子会社等の役員および社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを一切禁じています。
  - ・ また、「内部通報規程」において、報告をした者にとって不利益となる一切の措置・言動を行ってはならない旨を規定しています。
- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 「監査役監査規程」の中で「取締役会のほか重要な会議への出席」「欠席時の説明要求や議事録・資料閲覧」「業務・財産の状況調査に必要な取締役、執行役員および使用人等への事業の報告要求」「子会社・関連会社への報告要求、業務・財産状況調査」の権限を定め、監査役監査が実効的に行われることを確保しています。
  - ・ また、必要に応じて弁護士、公認会計士、コンサルタントなどの外部の専門家の意見を聴取することができます。
  - ・ さらに、外部の専門家の意見の聴取にかかる費用およびその他監査にかかる諸経費は、当社が負担することとしています。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しています。

当事業年度では、コンプライアンス体制について、社外の有識者をメンバーとする「コンプライアンス委員会」（年2回）を開催し、当社のコンプライアンス推進状況に対して意見・提言を受けました。また、社外の有識者を主たる委員とする「企業倫理委員会」（年1回）を開催し、当社の企業倫理活動の実施状況について確認を行いました。

監査体制については、監査役の取締役会全回への出席のほか、常勤監査役による経営政策審議会や執行役員会等の重要な会議への出席とともに、監査役会において必要に応じて取締役等から事業内容の報告を受けました。また、内部監査部門である監査部による当社および子会社への監査などをはじめ、基本方針に基づいた運用を実施しました。

※2026年4月1日付で、従来の「監査室」は、「監査部」に名称変更しました。

## 6 剰余金の配当等に関する事項

### (1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当等の決定に関する方針にあたる、当社の株主還元方針は以下のとおりです。

「当社は、累進配当の考え方に基づき、継続的な増配を目指すことを最優先とし、将来の事業拡大や収益向上を図るための資金需要および財政状況ならびに当期の業績などを総合的に勘案して配当金額を決定します。加えて、総還元性向70%を目安とし、市場環境やキャッシュ・フロー等を勘案したうえで、機動的な自己株式の取得を実施します。」

### (2) 剰余金の配当の状況

上記の方針に基づき、当期の年間配当金額は、前期に比べて1株あたり6円増配（内訳：普通配当2円および創業90周年記念配当4円）の年額70円とし、すでにお支払いしている中間配当金33円を差し引き、当期の期末配当については37円とさせていただきます。

当期に係る剰余金の配当の明細は、次のとおりです。

取締役会決議日	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日
2025年11月14日	9,677百万円	33円	2025年9月30日
2026年5月12日	10,807百万円	37円	2026年3月31日

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>340,139</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>148,223</b>
現金及び預金	231,464	支払手形及び買掛金	19,509
受取手形及び売掛金	55,049	短期借入金	49,232
商品及び製品	9,931	1年内返済予定の長期借入金	3,064
仕掛品	2,673	リース債務	3,505
原材料及び貯蔵品	23,452	未払法人税等	6,527
その他	18,136	賞与引当金	7,774
貸倒引当金	△ 569	その他	58,610
<b>固 定 資 産</b>	<b>572,438</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>110,032</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>346,134</b>	長期借入金	51,104
建物及び構築物	98,413	リース債務	7,196
機械装置及び運搬具	66,693	繰延税金負債	40,127
土地	68,117	役員退職慰労引当金	231
リース資産	12,101	退職給付に係る負債	5,401
建設仮勘定	96,429	資産除去債務	1,725
その他	4,379	その他	4,246
<b>無形固定資産</b>	<b>10,305</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>258,256</b>
ソフトウェア	5,029	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	5,276	<b>科 目</b>	<b>金 額</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>215,998</b>	株主資本	502,754
投資有価証券	80,392	資本金	31,117
関連会社株式	92,909	資本剰余金	42,463
繰延税金資産	6,688	利益剰余金	475,592
退職給付に係る資産	26,736	自己株式	△ 46,419
その他	9,350	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>103,447</b>
貸倒引当金	△ 78	その他有価証券評価差額金	37,767
<b>資 産 合 計</b>	<b>912,578</b>	為替換算調整勘定	55,872
		退職給付に係る調整累計額	9,806
		<b>非支配株主持分</b>	<b>48,120</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>654,321</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>912,578</b>

# 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上	高	486,425
売	上	原	200,189
売	上	総	286,235
販	費	及	241,050
営	業	一	45,185
営	業	外	
	受	取	9,254
	受	取	2,119
	為	替	1,750
	持	に	4,057
	そ	よ	3,294
		の	20,477
営	業	外	
	支	払	1,301
	支	払	1,727
	租	税	236
	そ	の	1,311
		他	4,577
経	常	利	61,084
特	別	利	
	固	資	339
	投	有	8,979
	そ	の	1,030
		他	10,349
特	別	損	
	固	資	54
	固	資	396
	減	損	852
	そ	の	186
		他	1,490
税	金	等	69,943
法	人	税	21,899
法	人	税	△1,645
当	期	純	49,689
非	支	配	5,461
親	会	社	44,228

# 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
2025年4月1日残高	31,117	42,516	546,984	△ 126,040		494,577
インフレ会計適用による累積的影響額			21			21
インフレ会計適用による累積的影響額を反映した当期首残高	31,117	42,516	547,005	△ 126,040		494,599
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△ 19,219			△ 19,219
関連会社の資本剰余金の変動に対する持分変動		202				202
非支配株主との取引に 係る親会社株主に帰属 する当期純利益		129				129
自己株式の取得			44,228			44,228
自己株式の処分				△ 18,000		△ 18,000
自己株式の消却		2		413		416
インフレ会計の調整に係る利益剰余金の増加額		△ 388	△ 96,819	97,207		-
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)			398			398
連結会計年度中の変動額合計	-	△ 53	△ 71,412	79,621		8,155
2026年3月31日残高	31,117	42,463	475,592	△ 46,419		502,754
	その他の包括利益累計額					
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益 累計額合計	非支配 株主持分	純資産合計
2025年4月1日残高	26,465	48,944	4,143	79,553	55,383	629,515
インフレ会計適用による累積的影響額						21
インフレ会計適用による累積的影響額を反映した当期首残高	26,465	48,944	4,143	79,553	55,383	629,536
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 19,219
関連会社の資本剰余金の変動に対する持分変動						202
非支配株主との取引に 係る親会社株主に帰属 する当期純利益						129
自己株式の取得						44,228
自己株式の処分						△ 18,000
自己株式の消却						416
インフレ会計の調整に係る利益剰余金の増加額						-
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	11,302	6,928	5,662	23,894	△ 7,263	398
連結会計年度中の変動額合計	11,302	6,928	5,662	23,894	△ 7,263	16,630
2026年3月31日残高	37,767	55,872	9,806	103,447	48,120	24,785
						654,321

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 70社

主要な連結子会社の名称

東京ヤクルト販売(株)、(株)岡山和気ヤクルト工場、ヤクルト商事(株)、

(株)ヤクルトマテリアル、ヤクルトヘルスフーズ(株)、

ヤクルトロジスティクス(株)、(株)ヤクルト球団、中国ヤクルト(株)

なお、当連結会計年度から、ヤクルト欧州R & DセンターB.V. (新規設立) を連結子会社に含めています。

また、従来連結子会社であった(株)ホテルサン沖縄 (清算)、オーストリアヤクルト販売(株) (連結子会社との合併) を連結範囲から除外しています。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 4社

主要な持分法適用関連会社の名称

韓国ヤクルト(株)

持分法を適用していない関連会社の香川ヤクルト販売(株)他13社については、当期純損益 (持分に見合う額) および利益剰余金等 (持分に見合う額) からみて、いずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、その投資については、原価法により評価しています。また、持分法の適用にあたっては、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しています。

### 3. 会計方針に関する事項

#### 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

    其他有価証券

    市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

    市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

棚卸資産

主として移動平均法による原価法

(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### 重要な減価償却資産の減価償却の方法

当社および国内連結子会社

有形固定資産（リース資産を除く）

    建物（建物附属設備を除く）

        1998年3月31日以前取得 定率法

        1998年4月1日以降取得 定額法

    建物附属設備および構築物

        2016年3月31日以前取得 定率法

        2016年4月1日以降取得 定額法

    その他の有形固定資産

定率法

    主な耐用年数

建物及び構築物 12～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

無形固定資産（リース資産を除く）

    ソフトウェア

        自社利用のソフトウェア

自社における利用可能期間（5年）に基づく定額法

    その他の無形固定資産

定額法

リース資産

    所有権移転外ファイナンス・

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

    リース取引に係るリース資産

在外連結子会社		
有形固定資産	定額法	
主な耐用年数	建物及び構築物	5～40年
	機械装置及び運搬具	3～20年
無形固定資産	定額法	
使用権資産（リース資産を含む）	リース期間および使用可能期間に基づく定額法	

#### 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社および国内連結子会社は、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。また、在外連結子会社は、主として個別検討による必要額を計上しています。
賞与引当金	当社および主要な連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、その見込額のうち当連結会計年度の費用とすべき額を見積計上しています。
役員退職慰労引当金	主要な連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しています。

#### 4. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりです。

[国内]	(株)ヤクルト球団	12月31日
[海外]	中国ヤクルト(株)	他24社 12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

#### 退職給付に係る会計処理の方法

##### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

##### 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しています。

数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。

#### 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外連結子会社等の資産および負債は、在外連結子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分および為替換算調整勘定に含めています。

ただし、超インフレ経済下にある子会社の収益および費用は、超インフレ会計を適用するため、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しています。

#### 収益および費用の計上基準

当社および連結子会社は飲料および食品製造販売事業を主要な事業としています。

飲料および食品製造販売事業においては、製品・商品が引き渡された時点で製品・商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。

(会計上の見積りに関する注記)

海外子会社における有形固定資産の減損

有形固定資産のうち、海外子会社が保有している金額は以下のとおりです。

・当連結会計年度計上額

建物及び構築物	98,413百万円のうち	46,845百万円
機械装置及び運搬具	66,693百万円のうち	45,199百万円
土地	68,117百万円のうち	7,984百万円
リース資産	12,101百万円のうち	7,773百万円
建設仮勘定	96,429百万円のうち	54,283百万円
その他	4,379百万円のうち	2,028百万円

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、主要な事業である飲料および食品製造販売事業部門において、日本を除く39の国と地域で乳製品乳酸菌飲料を販売しており、その製造拠点として17の国と地域で28工場（うち子会社工場20工場）を建設、稼働し、生産設備を有しています。

固定資産の減損に係る回収可能性の評価においては、原則として販売地域ごとに資金生成単位または資産グループを識別し、減損の兆候の識別を行っています。

各海外子会社の業績は進出国および地域における政治・経済・社会的背景・法規制・自然災害・感染症など多くの外部環境要因によって影響を受けます。また、進出して間もない海外子会社においては、特にプロバイオティクスが認識されていない国または地域に進出する場合には、製品の市場浸透に期間を要することもあり事業計画未達の可能性も存在します。これらの影響により減損の兆候が存在し、計画していた将来キャッシュ・フローを獲得できない場合は、固定資産について減損損失を計上する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形及び売掛金

受取手形	33百万円
売掛金	55,016百万円

2. 担保に供している資産

定期預金	135百万円
建物及び構築物	1,270百万円
土地	3,536百万円

上記資産を1年内返済予定の長期借入金264百万円、長期借入金664百万円の担保に供しています。

上記資産のうち、当社の資産には銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 358,941百万円

4. 貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しています。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は、次のとおりです。

貸出コミットメントの総額	80,000百万円
借入実行残高	48,000百万円
差引額	32,000百万円

5. 流動負債その他のうち、契約負債の残高 1,712百万円

(連結損益計算書に関する注記)

その他特別損失

主に中国の広州第一工場閉鎖に伴う人員整理等によるものです。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項  
(単位：千株)

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式 ※1	342,090	—	33,805	308,285
合計	342,090	—	33,805	308,285
自己株式				
普通株式 ※2	43,905	6,224	33,949	16,180
合計	43,905	6,224	33,949	16,180

※1 普通株式の減少33,805千株は、2025年2月14日および2026年2月10日開催の取締役会決議に基づく自己株式消却によるものです。

※2 自己株式数の増加6,224千株は、2025年2月14日および2026年2月10日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得および単元未満株式の買い取りによるものです。また、自己株式数の減少33,949千株は、2025年2月14日および2026年2月10日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却33,805千株、2025年5月13日および6月25日開催の取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬および従業員持株会に対する自己株式の処分143千株によるものです。

2. 配当に関する事項  
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	9,541	32.0	2025年 3月31日	2025年 6月6日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	9,677	33.0	2025年 9月30日	2025年 12月5日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月12日 取締役会	普通株式	10,807	利益剰余金	37.0	2026年 3月31日	2026年 6月5日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社および連結子会社は、主に飲料および食品製造販売事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入にて調達しています。一時的な余資は、安全性の高い短期的な預金等に限定して運用し、資金運用を目的とした投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、当社および連結子会社の経理規程等社内規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価を取締役に報告しています。

営業債務である支払手形及び買掛金、設備関係支払手形は、1年以内の支払期日のものです。

借入金は、主に設備投資に係る資金の調達を目的としたものです。このうち大部分が変動金利を利用し、金利の変動リスクに晒されていますが、現在の借入金額と金利市場の状況に鑑み、デリバティブ取引（金利スワップ取引）等によるリスクヘッジは実施していません。

また、営業債務および借入金は、資金調達に係る流動性リスクに晒されていますが、当社および連結子会社では、各部門からの報告に基づき、経理部および関連部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における金融商品の連結計算書類計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結計算書類計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	76,576	76,576	－
資産計	76,576	76,576	－
(2) 長期借入金（※2）	54,169	53,268	△900
負債計	54,169	53,268	△900

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」および「設備関係支払手形」については、現金および短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しています。

(※3) 市場価格のない株式等の連結計算書類計上額

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	3,815
関連会社株式	92,909

これらについては、上記算定対象には含めていません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券	76,576	—	—	76,576
資産計	76,576	—	—	76,576

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金（1年内返済予定 の長期借入金を含む）	—	53,268	—	53,268
負債計	—	53,268	—	53,268

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定し、その時価をレベル2の時価に分類しています。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	飲料および食品製造販売事業			
	(日本)	(米州)	(アジア・オセアニア)	(ヨーロッパ)
売上高				
顧客との契約から生じる収益	220,386	91,120	136,209	12,694
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客に対する売上高	220,386	91,120	136,209	12,694

	その他事業	連結計算書類計上額
売上高		
顧客との契約から生じる収益	26,014	486,425
その他の収益	—	—
外部顧客に対する売上高	26,014	486,425

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社および連結子会社は飲料および食品製造販売事業を主要な事業としています。

飲料および食品製造販売事業においては、製品・商品が引き渡された時点で製品・商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。当該販売から生じる収益については、主に宅配部門では製品・商品が引き渡された時点の販売価格を対価とし、また量販店等では顧客との契約において約束された販売価格を対価とし、販売奨励金およびセンターフィー等の顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しています。

飲料および食品製造販売事業での資機材売上については、顧客への財またはサービスの提供における役割を代理人取引に該当すると判断し、純額で収益を認識しています。

なお、約束された対価は履行義務の充足時点から、概ね1か月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

また、重要な残存履行義務が存在する取引、重要な契約残高はなく、顧客との契約から生じた債権、契約負債の期首残高と期末残高に重要な変動はありません。

### (1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,075円29銭
1株当たり当期純利益金額	150円72銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項および当社定款第36条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、取得する自己株式の全数を消却することを決議しました。

1. 自己株式の取得および消却を行う理由

当社グループは、中期経営計画（2025-2030）において、2030年度までに累計1,000億円以上の自己株式取得を実施する方針を掲げております。

今般、当社は、中期経営計画で掲げた財務・資本戦略の着実な実行に向けて、財務状況およびキャッシュ・フロー、市場環境等を総合的に勘案した結果、資本効率の向上および株主還元の充実を図る観点から、当該方針の施策について、2026年度中に掲げた金額を達成することといたしました。今回の決定は、資本コストを意識した経営の実現に向けて、その一環で取り組むものとなります。

また、中長期的な企業価値の向上を図るため、同取締役会で決議した自己株式取得分はその全数を消却いたします。

2. 取得に係る事項の内容

- |               |   |
|---------------|---|
| (1)取得対象株式の種類  | 当社普通株式  |
| (2)取得し得る株式の総数 | 26,500,000株（上限）<br>（消却前の発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合9.10%） |
| (3)株式の取得価額の総額 | 550億円（上限）   |
| (4)取得期間       | 2026年6月19日（金）から2027年3月16日（火）まで                        |
| (5)取得方法       | 株式会社東京証券取引所における市場買付け                                  |

3. 消却に係る事項の内容

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| (1)消却する株式の種類 | 当社普通株式              |
| (2)消却する株式の数  | 上記2. により取得する自己株式の全数 |
| (3)消却予定日     | 2027年3月26日（金）       |

(ご参考) 2026年4月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く。）	291,277,528株
自己株式数	17,007,708株

(追加情報)

#### 超インフレの会計処理

当連結会計年度において、ミャンマーにおける3年間の累積インフレ率が100%を超えたため、ミャンマー・チャットを機能通貨とする子会社について、超インフレ経済下で事業活動を行っている判断しました。このため、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に定められる要求に従い、会計上の調整を加えています。

IAS第29号は、超インフレ経済下にある子会社の計算書類について、報告期間末日現在の測定単位に修正したうえで、連結計算書類に含めることを要求しています。

当社は、当該子会社の計算書類の修正のため、IMF（国際通貨基金）が公表するミャンマーの消費者物価指数（CPI）から算出する変換係数を用いています。

当該子会社は、取得原価で表示されている有形固定資産等の非貨幣性項目について、取得日を基準に変換係数を用いて修正しています。取得原価で表示されている貨幣性項目については、報告期間の末日現在の測定単位で表示されていると考えられるため、修正していません。正味貨幣持高に係るインフレの影響は、連結損益計算書の営業外費用に含めて表示しています。また、IAS第29号に従い前連結会計年度末までの累積的な影響を反映した結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響は軽微です。

当該子会社の計算書類は、当連結会計年度末日の為替レートで換算し、連結計算書類に反映しています。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>72,575</b>	<b>流動負債</b>	<b>101,261</b>
現金及び預金	6,114	電子記録債権	5,004
売掛金	42,382	買掛金	13,884
商品及び製品	4,138	短期借入金	50,210
仕掛品	1,267	1年内返済予定の長期借入金	2,500
原材料及び貯蔵品	4,525	リース債権	552
その他	14,147	未払金	2,776
		未払費用	11,085
<b>固定資産</b>	<b>363,596</b>	未払法人税等	4,244
<b>有形固定資産</b>	<b>103,396</b>	預り金	5,880
建物	30,765	賞与引当金	3,923
構築物	2,190	その他	1,199
機械及び装置	13,369	<b>固定負債</b>	<b>69,735</b>
車両運搬具	32	長期借入金	50,000
工具、器具及び備品	1,333	リース債権	965
土地	43,321	繰延税金負債	17,432
リース資産	1,464	繰除去的負債	944
建設仮勘定	10,918	その他	392
<b>無形固定資産</b>	<b>5,538</b>	<b>負債合計</b>	<b>170,996</b>
ソフトウェア	3,976		
その他	1,561	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>254,661</b>	<b>株主資本</b>	<b>227,668</b>
投資有価証券	79,915	資本金	31,117
関係会社株式	124,233	資本剰余金	40,659
長期貸付金	35,763	資本準備金	40,659
前払年金費用	11,175	利益剰余金	202,311
その他	3,767	利益準備金	7,779
貸倒引当金	△ 33	その他利益剰余金	194,531
投資損失引当金	△ 160	固定資産圧縮積立金	1,267
<b>資産合計</b>	<b>436,172</b>	別途積立金	118,500
		繰越利益剰余金	74,764
		<b>自己株式</b>	<b>△ 46,419</b>
		評価・換算差額等	37,507
		その他有価証券評価差額金	37,507
		<b>純資産合計</b>	<b>265,175</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>436,172</b>

# 損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から  
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	163,717
売上原価	88,931
売上総利益	74,785
販売費及び一般管理費	63,128
営業利益	11,657
営業外収益及び受取配当金他	51,435
営業外費用	5,683
支払利息料課用他	1,016
支払手数料	211
賃貸資産の公費	235
経常利益	237
特別利益	71
特別利益	1,773
特別利益	67,003
特別利益	27
特別利益	8,959
特別利益	506
特別利益	9,494
特別損失	185
特別損失	29
特別損失	2
特別損失	216
税引前当期純利益	76,281
法人税、住民税及び事業税	9,632
法人税等調整額	396
当期純利益	10,028
	66,252

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2025年4月1日残高	31,117	40,659	385	41,044	7,779	1,276	187,500	55,541
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩						△9		9
別途積立金の取崩							△69,000	69,000
剰余金の配当								△19,219
当期純利益								66,252
自己株式の取得								
自己株式の処分			2	2				
自己株式の消却			△388	△388				△96,819
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	△385	△385	-	△9	△69,000	19,223
2026年3月31日残高	31,117	40,659	-	40,659	7,779	1,267	118,500	74,764
	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計	
	利益剰余金 利益剰余金合計	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計			
2025年4月1日残高	252,097	△126,040	198,219	26,252	26,252	224,471		
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-			-		
別途積立金の取崩	-		-			-		
剰余金の配当	△19,219		△19,219			△19,219		
当期純利益	66,252		66,252			66,252		
自己株式の取得		△18,000	△18,000			△18,000		
自己株式の処分		413	416			416		
自己株式の消却	△96,819	97,207	-			-		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				11,254	11,254	11,254		
当期変動額合計	△49,786	79,621	29,449	11,254	11,254	40,704		
2026年3月31日残高	202,311	△46,419	227,668	37,507	37,507	265,175		

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準および評価方法

有価証券

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

商品・製品・仕掛品・原材料・

貯蔵品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

建物 (建物附属設備を除く)

1998年3月31日以前取得

定率法

1998年4月1日以降取得

定額法

建物附属設備および構築物

2016年3月31日以前取得

定率法

2016年4月1日以降取得

定額法

その他の有形固定資産

定率法

主な耐用年数

建物 12~50年

機械及び装置 4~17年

無形固定資産 (リース資産を除く)

ソフトウェア

自社利用のソフトウェア

自社における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

その他の無形固定資産

定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

投資損失引当金

関係会社株式の価値の減少による損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して個別検討による必要額を計上しています。

賞与引当金

従業員に対する夏季賞与の支給に備えるため、その見込額のうち当事業年度の費用とすべき額を見積計上しています。

退職給付引当金  
(前払年金費用)

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しています。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は飲料および食品製造販売事業を主要な事業としています。

飲料および食品製造販売事業においては、製品・商品が引き渡された時点で製品・商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法が、連結計算書類と異なります。

外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(会計上の見積りに関する注記)

海外子会社株式の評価

・当事業年度計上額 関係会社株式 124,233 百万円のうち 67,319 百万円

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、主要な事業である飲料および食品製造販売事業部門において、日本を除く39の国と地域で乳製品乳酸菌飲料を製造、販売しており、海外には28社の子会社を有しています。

海外子会社株式の評価は、取得原価と実質価額を比較し判定を行っています。当事業年度において、海外子会社ごとに判定を行ったところ、ミャンマーヤクルト(株)の実質価額が著しく下落し、かつ回復可能性が十分な証拠によって裏付けられないため、帳簿価額を2,927百万円切り下げました。ただし過年度に計上済みの投資損失引当金の戻入額と相殺したため、損益に与える影響はありません。

各海外子会社の業績は進出国および地域における政治・経済・社会的背景・法規制・自然災害・感染症など多くの外部環境要因によって影響を受けます。また、進出して間もない海外子会社においては、特にプロバイオティクスが認識されていない国または地域に進出する場合には、製品の市場浸透に期間を要することもあり事業計画未達の可能性も存在します。これらの影響が顕在化し、固定資産の減損損失等が認識され、実質価額の著しい下落が発生した場合は、その下落分の評価損を計上する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物 173百万円

土地 2,524百万円

上記資産に銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 129,658百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 33,067百万円

短期金銭債務 10,005百万円

長期金銭債権 35,763百万円

長期金銭債務 21百万円

4. 貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と貸出コミットメント契約を締結しています。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は、次のとおりです。

貸出コミットメントの総額 80,000百万円

借入実行残高 48,000百万円

差引額 32,000百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

91,529百万円

仕入高等

33,201百万円

営業取引以外の取引による取引高

資産購入高

5百万円

その他

49,820百万円

2. 研究開発費の総額

9,733百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式

16,180,948株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,236百万円
委託研究費	879百万円
固定資産（減損損失）	692百万円
その他	5,195百万円
繰延税金資産小計	8,003百万円
評価性引当額	△ 3,862百万円
繰延税金資産合計	4,141百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△17,254百万円
前払年金費用	△ 3,522百万円
固定資産圧縮積立金	△ 583百万円
その他	△ 213百万円
繰延税金負債合計	△21,573百万円
繰延税金資産（△は負債）の純額	△17,432百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.55%
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	△19.05%
評価性引当額	△ 0.24%
税額控除	△ 1.55%
外国子会社配当金に係る源泉所得税	3.07%
その他	△ 0.25%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.15%

(関連当事者との取引に関する注記)  
子会社および関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	アメリカ ヤクルト(株)	所有 直接 100	製造資機材の販売 ロイヤリティの受取 役員の兼任	増資の引受 (注1)	4,552	—	—
				資金の貸付 (注2)	34,463	長期 貸付金	34,463
子会社	(株)千葉 ヤクルト工場	所有 直接 100	当社製品の製造委託 役員の兼任	増資の引受 (注3)	4,600	—	—

(注1) 当社がアメリカヤクルト(株)に対して、増資を行ったものです。

(注2) 当社がアメリカヤクルト(株)に対して、設備資金の一部として資金の貸付を行ったものです。

(注3) 当社が(株)千葉ヤクルト工場に対して、増資を行ったものです。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一です。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	907円81銭
1 株当たり当期純利益金額	225円77銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表と同一です。

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 ヤクルト本社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井出正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤春暁子

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤクルト本社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤクルト本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 ヤクルト本社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井出正弘

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤春暁子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤクルト本社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

株式会社ヤクルト本社 監査役会

常勤監査役 川名 秀 幸 ㊟

監査役 町田 恵 美 ㊟

監査役 大河内 公 一 ㊟

監査役 北村 聡 子 ㊟

監査役 小野塚 善 昭 ㊟

(注) 監査役 町田恵美、監査役 大河内公一および監査役 北村聡子は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図



所在地

グランドプリンスホテル新高輪「飛天」

〒108-8612 東京都港区高輪3丁目13番1号

TEL 03-3442-1111



## 交通機関のご案内

- 新幹線・JR・京浜急行 品川駅（高輪口・西口）から徒歩約8分
- 都営地下鉄浅草線高輪台駅（A1出口）から徒歩約5分

※当日は駐車場（有料）の数の限りがありますので、お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。